

第3章 明治期の礪波地方と高岡との関係

第1節 明治前期（20年まで）における礪波地方の富山県経済に占める位置

1項 明治16年、富山県分県の事情

明治時代の礪波地方と高岡・伏木との関係を追求するにあたっては、その前提として、まず、明治16年における、富山県の石川県からの分離の事情を検討することが必要である。なんとすれば明治16年のこの分県は、政治・行政上の理由によるものであることはもちろんであるが、その根底には経済的理由があり、このうち、礪波地方と高岡・伏木が大きな位置を占めているからである。

明治元年以来の、越中の行政区画は、めまぐるしく変遷している。

（注）この点については、城宝教授の論文にくわしい（城宝正治「北陸行政圏の改変とその沿革地図」、富大経済論集、第4巻第2号所支）。いまは、その点に深く立ち入らないで、ただ、明治16年分県の直接の推移と事情のみを検討しよう。この事情については、『富山県政史』第2巻、第4巻にくわしい。以下『県政史』を中心としながら、その他に『越中史料』第4巻、『高岡史料』下、『小杉町史』、『城端町史』などを参考にしながら、その要点をのべよう。

元来、越中一円のうち、幕藩時代には、礪波郡射水郡の全体と、新川郡の大部分は、加賀百万石の領下に所属し、富山県10万石の領下に所属していたのは、婦負郡と新川郡の一部分にすぎなかった。この幕藩時代以来の長い伝統のゆえに、両者は、政治、経済的に鋭く対立し、文化的また感情的にも、根深い対立意識があった。その点は、現在においても、おなじく富山県内でありながらも、呉羽山をはさんで、呉東と呉西の異和感と対立意識のしこりは、いまだに根強く残っていると見てよい。

明治16年に、この対立意識と異和感の根強い、旧百万石領下と旧十万石領下が、統一して一つの富山県として、石川県から分離したのである。越中一円が、このように、明治16年に、その全領域をあわせて、富山県として分離するのであるが、明治時代に入ってから、16年までの時期においても、明治4年11月20日の新川県設置までは、旧百万石領下は、金沢県に所属し、旧十万石領下は富山県（第1次）に所属し、幕藩時代以来の分割統治の伝統が引継がれていた。越中一円が新川県として一県の所属となるのは、明治5年9月27日以来のことであるが、明治9年4月18日には、また、この新川県は石川県に併合され、それ以後、明治16年の分県にまでおよぶのである。

この分県のために、明治15年夏、越中国内の町村の有志代表50余名が富山で会合して、分県

決議をおこなっている。この有志代表50余名は全越中を代表する人たちであったが、その中では伏木の藤井能三、礪波の島田孝之、下新川の米沢紋三郎、田村惟昌、富山の入江直友、高岡の堀二作らが中心人物であった。このうち分権運動の委員長に米沢紋三郎、副委員長に入江直友を決定し陳情文をもって、上京している。このように、旧百万石領下と旧十万石領下の両地域をあわせて、富山県として、石川県から分離したのは、地理的、地域的には、当然のことといえるが、その経済上の理由についてはどうか。

越中選出の県会議員たちは、明治15年の石川県会において、県当局や加賀、能登選出の議員たちと、激しくわたりあっている。越中側の主張を整理すれば、つぎの三点に要約しうる。第1には、石川県当局の土木費計上の中心が、官公署・学校（金沢法理学校設立問題）の建築および道路修築におかれていたのにたいして、越中側は、越中の河川の洪水、氾濫をふせぐための河川修築の必要を力説した。つまり、県当局は、石川県全体を、明治政府の中央集権的政策の枠の中にいかに組込んでいくかということが中心であったのにたいして、越中側は、越中独自の地方的利害を中心としたのであり、これは根本的な対立であった。第2は、越中側は、伏木港対策の重視を主張したのであり、この点も、県当局、また加賀、能登の立場とは根本的に対立するものであった。第3点として考えられるのは、1、2の点ほど表面立った論争はみられないが、ある意味では、1、2に劣らぬ主要問題であり、富山県分県にあたって、高岡側の態度決定にとって、致命的な重さをもつ問題であった。それは、明治初年以來、高岡が米穀取引所の高岡における設置を何回も申請したことにとたいして、そのつどい、県当局によって許可されなかつたこと。これは高岡商人にとっては、耐えがたい事実であり、そのことが、高岡側の分県運動にたいする熱意を倍加したことは見逃すことのできないことである。

以上の三点からして、越中一円が、石川県から分離することに意見の一致をみて、統一的な分県運動をつづけたのである。この三点のうち、第1の河川修築という点は、越中全体としての、共通する要求事項であり、その点、石川県から分離するという点については、越中内部における利害の対立はない。ところが、第2の伏木港対策の重視と、第3の高岡米穀取引所設置問題は、呉東地方には、直接に関係のないことであり、礪波および射水を背景としての、高岡、伏木の問題であった。この高岡、伏木の致命的な利害関係において、加賀、能登と対立したのであり、ここに、旧百万石領下があり、それゆえに旧十万石領下とは、利害や感情の対立意識の根強かつた、高岡、伏木が、呉東地方とともに、分県運動に積極的に参加した根拠があつた。もしも、高岡、伏木の経済的要求が、石川県当局によって、好意的に容認されていたならば、明治16年の分県は違った形をとっていたかもしれない。とにかく、呉西、呉東の対立意識が根強かつたから、両者を統一しての分

県運動を盛り上げるには、その間に複雑な事情ややりとりがあったと思われる。そのことを示す一例として、『堀二作伝』にある次の叙述は興味深い。入善の米沢紋三郎と高岡の堀二作の話し合いにおいて、「分県の暁には、富山と高岡は-----挙県一致の歩調をとるためには、県庁の位置は富山とし、高岡は商工業地の立脚点から、米穀取引所その他の商業機関は、高岡に譲らしむることの交換条件で、妥協を遂げた」とある。この妥協策にみられるごとく、高岡側としては、県庁の位置を富山とすることで、行政上の中心は富山に譲るが、こと経済の点では、あくまでも高岡が中心というのが、一貫した考え方である。この分県のときにおける、両者の役割分担の考え方が、それ以後の県経済発展において、微妙な尾を引くということになる。すなわち、県経済発展の過程で、富山の方が、商工業の発展において、高岡の位置に迫り、両者の役割分担に変化が生じた場合、この点が問題となってくるのである。

(注) この分県の事情については、この他にいくつかの興味深い問題があるが、さしあたっては、次の点のみを指摘しておく。富山県の分県をめざして、熱烈な分県運動がもり上り、上述のごとく、明治15年に分県の決議をして、決議文をもって上京陳情している。しかし、この分県にあたって、決定的な力となったのは、明治15年の3～5月の石川県通常県会から引継ぎ、同年7～12月の継続通常県会における、県当局と越中側議員たちとの激烈な対立、抗争である。この県会中に、越中側の議員、稲垣示(富山県自由党の第一人者であり、改進黨の島田孝之とともに明治時代の、県政界における二大政治家の一人)は、はげしく千坂県令を攻撃したので、それが官吏侮辱罪であるとして、警察署に拘引され、実刑を科せられ、議員を除名されるという、稀有の事件がおこった。この事件は、全国的反響をよび、中央においては、東京府会議員等は、事件を重視し、田口卯吉、鳩山和夫、島田三郎等は、稲垣示擁護のために、積極的に働き、かくして全国的な大事件にまで発展した。この田口、鳩山、島田等の動きにたいして、警視庁は事態の発展をおそれ、彼等の活動の禁止を申渡した。このように、石川県議会・会議中における稲垣示の拘引事件が、全国的な大問題となったことが、翌16年の分県の実現にとって、決定的な影響をあたえていることが考えられる。また、この16年において、石川県令は、千坂高雅から岩村高俊にかわっているのである。

2項 明治前期の富山県経済における礪波地方の位置

1項でのべたごとく、明治16年に、富山県は石川県から分県し、それ以後、行政区画は現在にいたっているのであるが、当時における、礪波地方の県経済に占める位置はいかなるものであったか。その点の検討にはいる前に、明治5年における、県の農業以外の生産の大綱をしめしている貴

重な数字があるので、まずその点にふれよう。

『越中史料』巻四には「県の管理に係る諸般の事項を大蔵省に上申」する上申書にみえる「明治5年、新川県より、大蔵省御調理に付書上」のうちに、「諸産物一ヶ年出来高大綱見込」がでてい
る。それを抜書しよう。

「新川郡

1、白木綿	100万反計
1、石灰	78万5500貫目計
1、砂干鱒	20万俵計
1、売薬	旅稼共1137人
1、煙草	10万斤計
1、生糸	50貫目計

礪波郡

1、絹	3万196疋計
1、紬縞	1396疋計
1、木綿縞	2万2059疋計
1、布縞縞	1万5219疋計
1、布	3万6047疋計
1、蚊帳布	1020疋計
1、麻苧	3539把計 但 目形 500目一把
1、苧紬	37万紬計
1、石灰	88万5094貫目計
1、合羽紙	4024貫目計
1、金紙	1064貫目計
1、中折紙	1万4990丸計
1、蓑	1715枚計
1、枝柿	35万計
1、菅笠	122万0800蒸計
1、和田煙草入	2万2000計
1、生糸	5502把計

但、福光村、今石動町、福光新町、井波町、五ヶ山元両組北川村等、久利須村等出来、

内、3387把計 地払

2118把計 他管下払

1、真綿 412貫730目計

但、福光村、井波町、北川村等4ヶ村

内、180貫500目計 他管下払

230貫230目計 地払

婦負郡

1、紙 凡見図難相立

1、石灰 同上

1、壳葉 2333人計

1、生糸 凡見図難相立

1、茶 同上

右書面之通候也」 (45~48頁)

この「諸産物一ヶ年出来高大綱見込」の数字が、どの程度に、当時の実態を忠実につたえているかは、問題であるとしても、少くとも、この数字から各郡の県経済に占める位置づけは、十分にうかがえるだろう。

すなわち礪波郡は、新川、婦負の両郡に比較して、諸産物出来高の多様性において、圧倒的な優位にあることがしられる。婦負郡の場合は、農業を別にしていえば、売薬行商以外には、他にほとんど見るべき産業はなく、婦負郡は、礪波郡との比較においてはもちろんのこと、新川郡と比較してさえ、まったく問題にならない、産業上の貧寒な地方である。つぎに、礪波郡と新川郡を比較すればどうか。たしかに、新川郡には、礪波郡に存在しない売薬行商、砂干鰯、煙草をもっているし、また魚津近辺の白木綿において、新川郡は著名であった。しかし礪波郡は、織物業において、ただ白木綿の生産をもたないとしても、生糸、真綿、絹、麻、木綿という多種多様な生産を誇り、また紙、菅笠、蓑等は礪波の特産物であり、全体として、礪波郡は、新川郡に比して、圧倒的な優位に立っていたとみてさしつかえない。つまり、明治初期の礪波郡は、農業以外の産業においても、県経済で圧倒的な多様性と豊かな生産をしめしていたのである。

石川県から、分県した明治16年の時点における、礪波の、県経済に占める位置づけはどうか。『富山県統計書』は、分県の翌年、17年の分から全部そろっており、その点、県経済分析上で貴重な資料である。以下、明治17年『富山県統計書』から、農、工、商の情况进行を調査しよう。

まず、農業生産について、

第1表によれば、明治17年において、礪波郡は、農家戸数は32,875戸で、これは全県の農家戸数の3.27%である。米(粳米)の収穫高は、35万石で、これは全県の87万石の40.5%

第3-1表 明治17年、農家戸数、米の収穫高、植付段別

	農家戸数	粳 米		糯 米	
		収 獲	段 別	収 獲	段 別
上 新 川 郡	22,417戸 (22.3%)	155,323石 (17.9%)	18,420町 (27.3%)	8,390石	1,338町
下 新 川 郡	14,840 (14.7)	78,719 (9.05)	9,020 (13.3)	6,955	1,002
(両新川郡)	37,257 (38.0)	234,042 (27.0)	27,440 (40.7)	15,345	2,340
婦 負 郡	10,799 (10.7)	93,690 (10.75)	7,193 (10.6)	4,864	463
射 水 郡	19,821 (19.7)	189,122 (21.8)	13,565 (20.1)	6,885	524
礪 波 郡	32,875 (32.7)	353,283 (40.5)	19,314 (28.6)	22,449	1,320
合 計	100,752 (100.0)	870,138 (100.0)	67,513 (100.0)	49,545	4,648
明治16年合計	100,456	1,202,320	67,733	70,602	4,584

(明治17年『富山県統計書』より作成)

である。この粳米の作付反別は、1万8千町歩であり、これは、全県の6万8千町歩の28.6%にあたる。以上の数字から、礪波郡は、全県下の粳米収穫高の4割を占めているわけであるが、しかも、この4割の収穫高を、農家戸数では県下農家戸数の $\frac{1}{3}$ で、また全県下の作付反別の3割にみない作付反別であげていることがわかる。このことは、礪波郡は、全県下において、第1に、収穫高の比率において圧倒的な大きさをもっていること、しかも、第2には、この大きな収穫量が、高い反当収量でもってなされていることを、示している。この収穫量の絶対的大きさと、同時に高い

反当収量の、二つの点において、礪波郡が幕藩時代以来、加賀百万石の穀倉として著名であったゆえんをみることができるのである。その点を、他の郡との比較において、検討してみよう。

いま、上、下の両新川郡を、礪波郡との比較のために、両者をあわせて、新川郡として計算すれば、つぎのとおりである。すなわち、農家戸数は全県の37%、粳米の収穫高は27%、作付反別では40.7%である。したがって、新川郡は、農家戸数と作付反別では、礪波郡をこす大きな比率をもちながら逆に収穫高の比率においては、礪波郡よりも格段に劣る収穫しかあげていないのである。つまり、このことは、新川郡の反当収量のはなはだしい低水準を物語っている。

射水郡と礪波郡を比較すればどうか。

射水郡は、農家戸数は全県の20%、粳米の収穫高では21.8%、作付反別では20%である。したがって、射水郡は、収穫量において礪波郡の半分であり、また反当収量も低いことがわかる。ただ、射水郡の反当収量は、礪波郡に比較すれば低いが、上述の新川郡よりは高い水準であることは注意されねばならない。

婦負郡と礪波郡を比較すればどうか。

婦負郡は、農家戸数、収穫量、作付反別のいずれにおいても、全県下の1割である。したがってその収穫量は礪波郡の $\frac{1}{4}$ であり、かつ反当収量もはるかに劣るわけである。ただ婦負郡の反当収量の水準は、射水郡と同じ水準であり、その点、礪波郡よりは劣るが、新川郡よりも高水準にあることは、射水郡の場合と同様である。

こうして礪波郡は、県下の他の新川、射水、婦負の各郡に比較するとき、明治17年において、米作では、圧倒的な優位にたっているものであり、礪波は富山平野の豊かな穀倉というにふさわしい位置を占めていることがわかるのである。

工業生産についてはどうか。

同じく明治17年『県統計書』にでている、工業生産の数字は、第2表のごとくである。第2表における、各郡の位置づけをみれば、つぎのごとくである。礪波郡は、麻布、絹布、苧絹、菅笠において、両新川郡は、木綿において、射水郡は、銅、鉄器、漆器、苧絹において、また氷見郡は畳表において、それぞれめだっている。このうち射水郡の場合は、その特産物の銅、鉄器、漆器の生産は、全く高岡市街の生産によるものであり、この高岡市街をのぞいてみれば、射水郡の特産物は苧絹のみとなる。その点をふまえて、各郡それぞれの特産物を検討してみると、礪波郡は、その種類の多様性において優れる。その意味で、高岡、富山または魚津の市街地をのぞいて、郡別の比較でいえば、礪波郡は、もっとも多様な工業生産をもつ地帯と称してさしつかえない。この第2表にみられる、明治16、17年の有様は、上述の明治5年の「諸物産一ヶ年出来高大綱」に示された

第3-2表

種 類	郡	名	製造及製造高		製作及製作人員	
			明治17年	明治16年	明治17年	明治16年
木 綿		上 新 川	77,220 ^反	154,566 ^反	5,147 ^人	5,373 ^人
		下 新 川	161,110	384,840	22,649	23,592
再掲		富 山 市 街	34,000	79,500	2,200	2,565
		魚 津 市 街	55,000	17,000	10,850	12,600
麻 布		礪 波	59,147	130,900	11,192	15,142
絹 布		礪 波	23,100	37,000	530	770
銅 器		射 水	96,000 ^円	204,000 ^円	1,000	1,500
		再掲 高岡市街	96,000	204,000	1,000	1,500
鉄 器		射 水	15,000	36,000	400	500
		再掲 高岡市街	15,000	36,000	400	500
漆 器		下 新	787	900	37	40
		射 水	32,500	40,400	210	230
		礪 波	200	500	3	5
		再掲 魚津市街	787	900	37	40
		再掲 高岡市街	32,500	40,400	210	230
畳 表		射 水	11,000 ^束	37,500 ^束	500	700
苧 紬		射 水	8,400	22,000	4,000	28,000
		礪 波	994	3,182	4,000	8,000
縫 針		射 水	6,000 ^罐	12,000	110	160
		再掲 氷見市街	6,000	12,000	110	160
菅 笠		礪 波	10,625 ^本	8,552 ^本	6,100	6,400

(『富山県統計書』明治17年より)

場合とほぼ同様であり、したがって明治初年以來、明治前期をつうじて、礪波地方は、県下でもっとも多様な工業生産を誇る先進地帯であったといえる。

つぎに、以上の明治16、17年の時点における、礪波郡の農、工業の県経済に占める位置を、伏木港を経由する商品流通の側面から検討してみよう。

まず、伏木港の東岩瀬港との対比でみた、輸出入物品の価額は第3表のごとくである。富山県の港のうち、著名なものは、伏木、東岩瀬、魚津であり、『県統計書』明治17年には、輸出入の総

第3-3表 著名港津輸出入物品の元価

輸出入	年次	伏木港	東岩瀬港	伏木港	東岩瀬港
総額	17年	2,802,230 ^円	656,522 ^円	4.4	1.0
	16年	3,845,412	531,032	7.25	1.0
輸出	17年	1,820,710	247,169	7.36	1.0
	16年	2,362,107	237,200	10.0	1.0
輸入	17年	981,520	409,353	2.4	1.0
	16年	1,483,305	293,832	5.06	1.0

(『富山県統計書』明治17年より)

額のところには、前二者だけが出ている。魚津港は伏木に比較すればまったく問題にならず、東岩瀬港と比較しても、その輸出入物品の価額は劣る。第3表について、伏木と東岩瀬の両港を比較しよう。16年17年の両年について、年次によって各港の扱う価額が変動しているから、両者の対比を確定的な比率で表わせないが、輸出入のいずれについても、伏木港は東岩瀬港に比して5~6倍の物品価額の扱量をしてきたとみてよい。つぎに両港のおのおのについて、輸出入の比較をみれば、伏木港では、16年17年ともに、輸出の価額が、輸入の価額を大きく上回っているのにたいして、東岩瀬港では、逆に輸入の方が上回っている点で、両港は対照的である。こうして伏木港は東岩瀬港に比較して、輸出入の価額のいずれにおいても比較にならぬぐらいの額の取扱いをしているのであるが、この伏木港は、礪波、射水の両郡、とくに礪波郡を背景として、その経済のための物資の輸出入にあっていたのである。

つぎに、両港および魚津港の輸出入商品の内訳を検討しよう。

上述のように、伏木港は、県内随一の圧倒的な比率の輸出入商品を取扱う港であるが、取扱商品の内訳は、第4表のごとくである。輸出品目についていえば、上位10品目のうちで、とくに米は輸出価額の圧倒的比率を占めていることがわかる。すなわち、16年では、総輸出価額の65.4%、17年では、75.5%である。つまり、米の輸出のみで、総輸出の $\frac{2}{3}$ ないし、 $\frac{3}{4}$ の比率を占めているのである。この米にたいして、16年の第2位にある銅鑄器は、比率にして、5.26%、17年

第3-4表

伏木港、輸出入品目 (上位、10品目のみ、他は省略)

輸 出				輸 入					
品 名	元 価		数 量		品 名	元 価		数 量	
	17年	16年	17年	16年		17年	16年	17年	16年
米	1,375,660 (75.5%)	1,545,315 (65.4%)	石 338,000	石 323,965	鯀等 肥物	390,000 (39.7%)	331,139 (22.3%)	貫 2,183,400	東 1,201,007
壳 菜	120,000 (6.6%)	120,000 (5.1%)	梱 1,500	梱 2,000	材木類	120,000 (12.2%)	24,709	石 75,000	石 115,620
銅鑄器	83,000 (4.6%)	124,350 (5.26%)	梱 2,000	梱 2,048	和洋 反物類	116,000 (11.8%)	47,997	匹 31,000	梱 334
菅 笠	53,500 (2.9%)	52,530 (2.24%)	本 7,500	本 5,253	唐 紹	43,200	71,135 (4.8%)	貫 18,000	梱 504
綿 布	49,500 (2.7%)	52,045 (2.2%)	反 90,000	反 555	麻 苧	32,500	66,988	梱 650	梱 1,408
生 糸	22,750	21,370	梱 65	梱 49	菜 種	—	99,100 (6.7%)	—	梱 991
綿 花	—	41,216	—	本 41,216	和洋 鉄	13,000	69,173	貫 365,000	梱 2,775
傘	11,000	21,645	梱 2,200	梱 1,013	和洋 砂糖	11,450	53,591	貫 23,000	梱 3,273
荒 銅	—	30,923	—	梱 1,582	陶 器	—	47,970	—	梱 2,548
陶 器	—	27,130	—	梱 899	石炭、油	15,300	26,660	ダース 8,500	ダース 10,869

『富山県統計書』明治17年より。()内は、総額にたいする%。

の第2位にある壳菜は6.6%にすぎない。また、東岩瀬と比較した場合、伏木港は、輸出入のいずれにおいても、東岩瀬港を大きく上回っていたのであるが、そのうち、とくに輸出においては、16年には10倍、17年には7倍の輸出価額の取扱いであったが、この伏木港の輸出の $\frac{2}{3}$ ないし $\frac{3}{4}$ は米のみの輸出価額で占めているわけであるから、いかにその占める位置の重要であるかがわかる。

つぎに、伏木港の輸入品目の上位10品目のうちでは、16年、17年をつうじて、第1位は、鯀など肥物である。第2、3位については、16年は菜種、唐紹、17年は材木類、和洋反物類となっている。その比率は、16年の菜種は6.7%、唐紹は4.8%であり、17年の材木類は12.2%、和洋反物類は11.8%となっている。これら上位3品目の16年、17年の数字からして、鯀など肥物は、両年をつうじて第1位で、しかもそのみで総輸入額の2割ないし4割を占めている

のに、第2第3位は年次によって異なり、しかも、それらの占める比率は、16年には1割以下、17年にも、1割を若干上回る比率にすぎない。こうして輸入品目においても、米作のための銚など肥料の占める比率の大きいことがわかる。ただ、輸出品目第1位である米の輸出総額に占める5%~7.6%という圧倒的な比率に比較すれば、輸入品目の場合は、同じく第1位を占め、高い比率でありながらも、肥料の位置は低いといえる。それは、ともかくとして、この明治16年、17年の時点において、輸出入品目の第1位しかも圧倒的な比率を占める品目が、輸出品目の米と、輸入品目として、米作のための銚など肥物であることは、十分注意されねばならない。

つぎに、東岩瀬、魚津両港について、輸出入品目の内訳をみよう。

東岩瀬港については、輸出品目で『県統計書』に記載されているのは、3品目にすぎない（なお輸出3品目の合計と、第3表の数字とはあわないので、さしあたり、比率は、第3表の計にたいする比率をとった）。明治16年、17年の両年をつうじて、米は第1位であり、しかもその比率は、

第3-5表 東岩瀬港、輸出入品目（『富山県統計書』より）

輸 出					輸 入				
品 目	元 価		数 量		品 目	元 価		数 量	
	17年	16年	17年	16年		17年	16年	17年	16年
米	203,500 ^円 (85.7%)	156,800 ^円 (66.1%)	50,000 ^石	32,000 ^石	銚	72,000 ^円 (17.6%)	24,000 ^円 (8.7%)	400,000 ^東	200,000 ^東
売 薬	26,250 (10.6%)	24,000 (10.1%)	24,000 ^梱	2,195 ^梱	和 洋 反 物	87,165 (21.3%)	15,000 (5.1%)	33,810 ^反	130 ^梱
茶	—	11,000 (4.48%)	—	648 ^梱	薬 種	11,725 (2.9%)	32,000 (10.9%)	3,276 ^梱	1,000 ^梱
					綿 花	—	50,630 (17.3%)	—	2,700 ^本
					食 塩	13,752 (3.36%)	17,500	28,168 ^俵	55,400 ^俵

（但し、輸出品目については、『県統計書』記載のとおりであるが、輸入品目は、上位5品目のみとした。なお、輸出入の合計は、第3表の数字とはあわないが、そのままのせておく。）

第3-6表 魚津港、輸出入品目 (『富山県統計書』より)

品目	輸 出				品目	輸 入			
	元 価		数 量			元 価		数 量	
	17年	16年	17年	16年		17年	16年	17年	16年
米	107,855 (79.0%)	75,000 (24.6%)	石 26,000	石 25,000	餅	30,442 (34.0%)	-	貫 43,491	-
生魚	-	93,000 (30.6%)	-	梱 67,000	綿花	45,203 (50.4%)	90,000 (67.6%)	貫 12,692	本 15,000
綿布	28,830 (21.0%)	136,000 (44.8%)	119,000	反 400,000	和綿花	14,147 (15.6%)	-	貫 7,657	-
					食塩	-	32,000 (24.0%)	-	俵 43,000
					笹目餅	-	11,000 (8.4%)	-	貫 100,000

(輸出入品目は、『県統計書』の記載のとおり。)

16年は66.1%、17年は85.7%となっている。

第2位は、兩年をつうじて売薬であり、これは、兩年とも総輸出額の1割である。第3位は、明治16年は茶で、比率は4.46%であるが、茶の17年の輸出額はでていない。つまり、東岩瀬の場合も、その輸出品目の圧倒的な比率を占めるのは米であり、第2位としては売薬があるわけである。ところが東岩瀬港の米の輸出額は、伏木港のそれに比較すれば、明治16年で $\frac{1}{10}$ 、17年では $\frac{1}{68}$ にすぎない。つまり両港の輸出は、いずれも、米の輸出にたよっていないながらも、輸出の絶対量においては、東岩瀬港は、まったく問題にならぬほどの量なのである。

東岩瀬港の輸出品目の内訳についてはどうか。第5表で、上位5品目をみれば、明治16年には第1位綿花、第2位薬種、第3位餅、笹目餅、第5位食塩であり、17年には、第1位和洋反物、第2位餅、第3位食塩、第4位薬種となっている。17年での比率は、第1位の和洋反物は21.3%であり、第2位の餅は17.6%、第3位の食塩は33.6%とけたちがいにならなくなっている。16年については、第1位の綿花は17.3%、第2位の薬種は10.9%、第3位の餅は8.7%の比率となっている。つまり、輸出品については、輸出品における米の場合のごとく、圧倒的な比率をもつ商品はなく、17年の和洋反物、16年の綿花にしても2割前後の比率にすぎないし、しかも、16年第1位の綿花も17年には輸出品目にはあがっていないようなありさまである。こうみえてくと輸出品目で最も安定した上位の品目は、米作のための肥料としての餅ということになるが、この餅

にしても、伏木港の場合のように、16年17年をつうじて、第1位ではないのは注意すべきことである。つまり、東岩瀬港の輸入品目のうち、米作の肥料となる鯀は、最重要品目である点で、伏木港とかわらないが、ここでは、輸入超過である点にもみられるように輸入品目では、鯀に劣らぬ重要な品目があることから、鯀が両年次とも第1位にはなっていないのである。

次に魚津港の場合をみよう。

明治16年の輸出品目の第1位は、第6表によれば、綿布(44.8%)、第2位は生魚(30.6%)、第3位は米(24.6%)となっており、17年は第1位、米(79.0%)、第2位、綿布(21.0%)となっている。この両年次を比較すれば、16年では米の輸出額は、綿布、生魚について第3位となっているのたいして、17年では、生魚の輸出額はなく、第1位米、第2位綿布となっており、両年次で、はなはだ異なった様相をみせている。この明治16年の魚津港の輸出の様相は、上に検討した、伏木、東岩瀬の両港の場合と異なったものであり、魚津港の背景をなしている新川地方の産業上の特質に対応するものであるといつてよい。ただ、17年になると、この輸出品目の順位は一変し、米が第1位に躍進し、しかもその比率は8割となり、この圧倒的な比率は、伏木、東岩瀬両港の場合と同様である。ただ、この17年においても、魚津港の特徴は、魚津近辺の特産物として著名な綿布の輸出が第2位で、しかも、この比率が2割と、相当大きな割合を占めていることである。こうした点から、17年においても、魚津港の特徴のでているのがみられる。

魚津港の輸入品目の内訳については、17年には、第1位、棉花(50.4%)、第2位、鯀(34.0%)、第3位、和棉花(15.6%)となっており、16年は、第1位、棉花(67.6%)、第2位、食塩(24.0%)、第3位、笹目鯀(8.4%)となっている。この両年次の輸入品目からみると、魚津港では、伏木、東岩瀬の両港と異なって、米作の肥料のための鯀の占める位置は、いずれも第2位で、ここでの圧倒的な比率を占めるのは、綿織物の原料である棉花である。

以上、魚津港の輸出入品目の全体をつうじていえるのは、ここでは、米の輸出と鯀の輸入は、伏木、東岩瀬の両港のような、圧倒的な比率を占めていないで、綿布の輸出と、綿布の原料たる棉花の輸入が、最重要な位置を占めていることである。しかし、魚津港における、綿布の輸出と棉花の輸入の第1位の位置づけということから、魚津港の背後地の新川地方が、伏木港の背後地である礪波地方よりも工業生産において進んでいるとすることはできない。それは、すでに検討した、明治5年、明治16、17年の時点での農工業の分析の結果からしても、それはいえないのであるし、また、輸出入品目の価額からしてもそうである。まず第1に、魚津港の輸出入の価額の絶対量自体が伏木の場合と比較して、まったく問題にならない。明治16年の伏木港の輸出額は、魚津港の7.8倍

17年では、13.4倍であり、輸入額は、16年で11倍、17年で11倍である。つまり、伏木港の貿易額は、輸出入のいずれにおいても、魚津港の大体10倍の規模なのである。つぎに綿布輸出についての両港の比較をしよう。

明治16年の魚津港の綿布輸出額は13万6千円であり、これは、同港の総輸出額の44.8%であるが、伏木港の綿布輸出額は5万2千円であり、これは同港の総輸出額にたいしてただの2%にすぎない。明治17年については、魚津港の綿布輸出額は2万9千円で、これは21%の比率であるが、伏木港の綿布輸出額は4万9千円であり2.7%にすぎない。つまり、魚津港にとっては、決定的な位置を占める綿布輸出額も、伏木港にとっては、まったく小さな比率にすぎないということであり、それほどに伏木港は、魚津港に比して、輸出品目の種類と数量が多いということである。伏木港の場合、この多様な輸出品目のうちで、米の輸出額が圧倒的な比率を占めているということである。輸入の場合も同様のことがいえるが、その点の検討は省略する。

以上の明治16年、17年の時点における農業、工業および伏木、東岩瀬、魚津、三港の輸出入の検討から、われわれは、次のような結論を下し得るであろう。

① 農業生産において、礪波地方は、その米(粳米)穀収量および反当収量において、他地方を圧倒する位置を占めていたこと。

② 工業生産においても、その多様性と豊かな生産量において、礪波地方は、他地方に比して先進地帯と呼びうる位置を占めていたこと。

③ それゆえに、この礪波地方(射水郡をふくむが)を背後地として、伏木港は、米の輸出と鯉の輸入を中心とし、その他の品目の輸出入において、他の東岩瀬、魚津の両港を引きはなしてけたちがいの貿易規模を誇っていたこと。

(注) 他に越中米の生産、輸出を示す資料としては、つぎのものがある。それは『高岡史料』下311~312頁に所収されている、明治17年6月16日に、富山県令国重正文に提出された、高岡米商会所創立願の中にみえる数字であるが、それを引用しておく。

1、越中全国戸数	凡14万6千百戸余
1、該国費消米	凡80万石
1、同産出米	凡130万石
1、同輸出米	凡50万石
内訳	30万石 射水郡伏木港より輸出
	6万石 同 放生津町より輸出

5千石	射水郡氷見町より輸出
5万石	新川郡東岩瀬町より輸出
3万石	同滑川町及水橋町より輸出
3万石	同魚津町より輸出
2万5千石	同 横山村より輸出
	同 石田村より輸出
	同 泊町村より輸出

1、売買取引米 凡積百万石

第2節 高岡米商会所および高岡商業会議所の設立と高岡商人層

1項 高岡米商会所の設立

第1章においては、富山県が石川県から分県した明治16年当時における、富山県の産業をのべこの県内における礪波地方の位置づけを検討した。その結論として、礪波地方は、当時において、農業、工業の両方面で、県内の先進地帯であることがわかった。この先進地帯、礪波郡および射水郡の農工の生産物の集散地は、当時の県経済の中心地であった、商業都市・高岡であった。この商業都市高岡にあって、礪波・射水郡の最大の産物である米の価格決定および売買の機関であったのが高岡米商会所であった。この米商会所の設立の沿革については、金沢市との間に複雑な関係があり、この米商会所をめぐる、高岡と金沢との利害対立が、明治16年の分県にとっての、一つの重要な理由であることはすでにのべた。以下、高岡米商会所の設立のいきさつについてのべよう。

(注) この点については、『高岡史料』下に興味ある叙述があるので、その点を参照しながらのべる。

幕藩時代以来、越中は、高岡を含む呉西地方(礪波、射水)の全部と、新川郡の大部分は、加賀百万石の領下であり、呉東の婦負郡全部と新川郡の一部のみで、富山藩十万石を形成していた。高岡は越中一円の物資の集散地であり、商業上の特権地であった。(米、肥料、塩、煙草、酒、魚綿布等)。

(注) この点については『高岡史料』下、『高岡市史』中、参照のこと。

『高岡史料』下309頁によれば、明治時代に入り、地租改正後、産米は農民の手より直接販売されることになったが、この越中米の一年の収穫平均額は、およそ150万石であり、県内消費額を除いた残額70万石を県外に輸出した。その輸出のほとんど全額を高岡商人が掌握していた。この実績にもとずいて、高岡商人は、米穀、肥料の定期取引をおこなわんがために、公開市場の設立

を明治4年2月に、金沢藩庁へ出願した。これにたいして、金沢藩庁では、従来、高岡には綿場、金沢には米場を特許しているの故をもって、高岡にたいしては米場の設置を許さず、ただ肥料の定期取引のみを許可した。高岡からはそれ以後、数回出願したが許可されず、商業界の不便不利ははなはだしかったが、その上に、明治13年11月にいたって、さきに許可されていた肥料の定期取引市場まで、閉鎖を命ぜられた。そこで、「高岡商人はいよいよ奮起して、米商会所の設立を出願せしも、なお歳月を経過して許可をうるをあたわず、すでにして明治16年5月石川県を割きて、富山県を置かれしかば、この機に乗じて明治17年6月16日、時の富山県令国重正文に創立願書を提出した」のである(同上、310頁)。

この創立証書定款申合規則及役員選定の認許、ついで12月18日に開業免許の下附があり、翌18年1月4日、高岡通町1番地で開業し、同年10月4日、御馬出町76番地へ移転した。このように、高岡米商会所の設立については、金沢との利害対立によって、越中が石川県に所属していた期間中は許可されず、その実現をみるのは、やっと明治16年の富山県の石川県からの分県の翌年においてであった。

ところで、この明治17年6月16日付で、富山県令に提出された創立願に名をつらねた署名者は、つぎの15名である。

小沢与三、米沢紋三郎、馬場道久、武部尚志、堀田善右エ門、八阪金平、折橋二策、竹脇篤敬、朽木清平、鳥山敬二郎、大橋十右エ門、正村五平、平村平兵衛、宮林彦九郎、藤井能三、設置当時の役員はつぎのとおり。

頭取、藤井能三、副頭取、宮林彦九郎

肝煎出納係、正村平兵衛

肝煎商議係、正村五平

肝煎検査係、折橋篤敬

上の署名者15名を、その住所別にみれば、高岡の住人は、鳥山敬二郎、大橋十右エ門、正村五平、正村平兵衛の4名にすぎず、他の11名は高岡以外の人たちである。このように、高岡側は、15名中のただの4名という数にすぎないが、この15名のいずれもが、当時の全県的な有力者たちであった。つぎに15名それぞれの略歴をみよう。

小沢与三。下新川郡泊町村の大地主で、旧十村の家柄。富山県がまだ石川県に所属していたころの第一回県会議員(明治12~15年)。

『富山県政史』第4巻にでている、明治23年の県多額納税者15名のうち第2位。また明治21

左4月には、海防費献金によって、黄授章をうけている（『越中史料』巻4）。

この海防費献金によって受章しているのはつぎの9名である。

馬場道久 5000円、 小沢与三 1500円、 中田清兵衛 1300円、
関野善次郎 1000円、 森正太郎 1000円、 伊藤祐寛 1000円、
竹脇茂三郎 1000円、 八阪金平 1000円、 正村義太郎 1000円

この9名のうち、馬場、小沢、八阪の3名は、上の高岡米商会所設立の出願書に署名しており、中田、関野の兩名は富山（市）の代表的有力者であり、森は馬場と同じ岩瀬の人である。伊東は、小沢と同じ下新川郡泊町村の人で、明治13年8月に県会議員となっている。竹脇は、射水郡堀岡の人で、上の高岡米商会所設立出願書に署名している竹脇篤敬の養子である。また、正村義太郎は高岡の正村一族の中心人物であり、高岡商人の代表的有力者の一人である（後述）。

米沢紋三郎。下新川郡入善町、旧十村の家柄の人で、県下の代表的大地主。時代はくだるが、大正13年調査の50町歩以上貸付地主の調査では、県下第一位の416町歩という巨大な貸付地の所有者。

また、明治23年の県多額納税者15名のうち第5位。政治的活動としては、明治12年～15年、県会議員。明治36年3月1日～37年3月1日、衆議院議員（自由党所属）

以上の点からして、米沢も小沢もともに、下新川郡を代表する全県有数の有力者であることがわかる。

馬場道久。上新川郡東岩瀬町、回漕業・肥料商、大地主。大正13年の調査で、207町歩の貸付地所有。

明治23年以来、県多額納税者のうちで、永年第1位を占めていた、県下、一、二の高額所得者。

馬場家は、天保4年（1833年）に、7代目久兵衛が、海運業（北前船）をはじめ、下関、関西、北海道を結ぶ日本海貿易で産をなした。はじめは450石（45トン）の船一隻だったが、明治維新ごろには、すでに16隻を所有。久兵衛の三男、道久が当主になったのは、新鋭蒸気船が北前航路にわりこみはじめた、明治10年代であった。道久は、所有のすべての和船を蒸気船にかえ、経営方式も洋式に切替えた。明治18、9年、三菱の日本海航路への進出にたいして、群小の北前船主の大同団結をはかり、高岡、伏木港を根拠地に、越中商船会社を設立して、日本郵船（三菱会社の後身）に対抗し、伏木、直江津間の航路を確保した。

日清日露の戦争で、海運界は異常な好況に恵まれ、馬場は全国の多額納税者のうちでも明治中期から約20年間、上位7、8位を保持していた。

このように馬場は、北前船貿易で産をなし、それをもとにして土地集積をしたのであり、もともとの大地主であったのではない。

経済界では、上述の越中商船会社の他に、高岡共立銀行、明治商業銀行、岩瀬銀行の頭取、北陸商業銀行、十二銀行、日本海上保険会社の監査役、因島船渠取締役、富山米穀肥料株式会社理事等を歴任している。

政治的には、東岩瀬町長、県会議員、貴族院議員（貴族院第1回議員として明治23年6月10日当選）、自由党系。

武部尚志。礪波郡三清村。旧十村の家柄の大地主。明治12年～15年、明治16年～17年、県会議員、明治16年8月～17年6月、県会議長。自由党。

武部は、高岡米商会所設立出願には、礪波を代表するかたちで名をつらねているものと考えられる。

堀田善右エ門。射水郡伏木町。幕藩時代以来、「鶴屋」の屋号で聞こえた伏木港の代表的な回漕問屋。明治21年度の射水郡役所による「所得金高下調書」によれば、堀田善右エ門の所得とその内訳は次のごとくである。所得高1009円、内訳、公債42円、株式132円、貸金237円、漁業5円、船荷353円、土地250円（地租184円）である。このように、所得内訳は多様であるが、船荷の所得353円を第1として、ついで土地、貸金、株式、公債の4つにわけることができる。ここで注目したいことは、代表的な大回漕問屋である堀田の場合も、土地所有と貸金の所得のそれぞれが、船荷所得の $\frac{2}{3}$ 前後を占めている点である。逆にいって、全所得の約 $\frac{1}{3}$ にすぎない353円のみが船荷所得で、他の $\frac{2}{3}$ がそれ以外の所得なのである。地租の184円を

$$\text{土地面積} = \frac{\text{地租総額}}{\text{反収} \times \text{石当米価} \times 10 \times 0.025} = \frac{\text{地租総額}}{1.5 \frac{\text{反}}{\text{石}} \times 2,762 \frac{\text{円}}{\text{石}} \times 0.25}$$

で計算すれば、17.7町歩であり、こうして堀田は、明治21年当時、大商人、大地主、高利貸であったことがわかる。

八阪金平。射水郡伏木町の大地主、回漕問屋。八阪についても、同じく明治21年度の射水郡役所調の「所得金高下調書」によれば、年間所得の総額は1,296円であり、その内訳は、土地636円、船330円、公債91円、株券92円、貸金75円、漁業48円、貸冢24円となっている。

八阪にとっては、総所得1296円のうち、半額は土地による所得であり、 $\frac{1}{3}$ は船による所得である。地租の支払額は358円で、これは土地所有規模にすれば、34.5町歩にあたる。つまり八阪は、土地所有が3~400石の大地主であり、かつ、船の所得330円をもつ、回漕問屋であることがわかる。

折橋二策。射水郡島村の人で、旧十村の家柄。明治13年~15年の県会議員。

竹脇篤敬。射水郡明神新村の人で、旧十村の家柄。上述の、明治21年4月に、海防献金1000円によって、黄綬章をうけた、竹脇茂三郎の養父である。

明治21年の「所得金高下調書」によれば、年所得総額は2,198円であり、その内訳は、土地1,889円、俸給230円、株式50円、貸家25円となっている。なお地租額は888円でありこれは85.7町歩にあたる。つまり竹脇は、旧十村の家柄として、明治21年には85.7町歩という大地主で、射水郡を代表する有力者であった。

朽木清平。この朽木清平のことは正確にはわからないが、『高岡市史』の著者、和田一郎氏によれば、馬場道久の番頭であったのではないか、という。

また、明治21年の「所得金高下調書」によれば、朽木清次郎の名がみえる。この両者の関係は未詳であるが、あるいは近親者ではなからうか。朽木清次郎の住所は射水郡六渡寺(伏木の庄川をへだてた対岸)である、所得総額は541円である。その内訳は、船荷291円、土地249円、公債1円となっている。地租は178円であり、これは17.2町歩の土地所有にあたる。つまり、朽木清次郎は、船荷による所得としては、堀田や八阪にちかい所得をあげている回漕業者であり、また、20町歩ちかくの土地所有をもつ大地主の一人であるわけである。もし、朽木清平が朽木清次郎の近親者であるとすれば、朽木清平も大回漕業者、大地主の一人と考えられる。

藤井能三。射水郡伏木町。明治初期の伏木最大の回漕問屋。明治20年ごろまでの富山県の代表的実業人であり、政治、経済、社会、文化、教育の各方面にわたっての多彩な活躍は、先覚者という名にふさわしいものであった。富山県の産業界において、明治初期から20年ごろまでは、“藤井時代”と称してもいいなどの広汎、多彩な活躍をしている。明治12年4月~15年5月の最初の石川県会議員であり、富山県の分県運動の立役者の一人。高岡米商会所創立当時の頭取。明治26年、中越鉄道敷設の発起人の一人。北陸地方最初の国立銀行、第十二国立銀行創立(明治10年)

の発起人の一人。明治14年、三菱会社に対抗して、共同運輸会社の支店を伏木において、はげしく競争するが、明治18年10月、ついに三菱に敗れて、共同運輸会社は三菱会社に合併され、伏木支店は、日本郵船株式会社伏木支店となる。そこで藤井は、明治21年5月に、「地所、旧高千百石余及び祖先伝来の財産売却」（能三、自筆の履歴書）するということになる。これは、創生期の日本資本主義のチャンピオンにたいして、地方経済の利益のためにたたかい、惨敗する地方資本の典型的な一例である。

（注）藤井能三については、古岡英明氏のつぎのすぐれた労作がある。「明治初年の海運と藤井能三」（『越中史壇』13号、昭和33年）

ともあれ、藤井能三は、明治初期の伏木の最大の回漕問屋であり、また旧高千百石余（110町歩）の大地主であった。

宮林彦九郎。射水郡三日曾根村の旧十村の家柄で回漕業者。明治12年4月～13年7月、最初の石川県会議員。藤井能三とともに第十二国立銀行創立委員。

なお、明治21年の射水郡役所調の「所得金高下調」には、宮林彦九郎の名はみえないが、同じ村に宮林伴二郎の名はでており、伴二郎は地租482円を支払っている。これは土地面積46.5町歩にあたり、大地主であることがわかる。もし、伴二郎が彦九郎と近親者であるとすれば、彦九郎も、回漕業者であるとともに、地主であるわけである。

以上が署名者15名のうち、高岡以外の11名である。つぎに高岡側をみよう。

鳥山敬二郎。回漕業者（飛見丈策氏からの聞取りによる）で、明治21年の「所得金高下調」によれば、所得総額は316円で、その内訳は、米商240円、株式76円となっており、米商をしていたことがわかる。またこの所得内訳からもわかるごとく、鳥山は土地からの所得はまったくなく、地主ではない。

なお、鳥山は、高岡の自由党（政友会）系の代表的政治家の一人であり、高岡市長、衆議院議員を歴任している。飛見丈策氏によれば、もともと鳥山は、松前から馬関までの日本海航路の船乗りとして産をなした。彼は船乗りとしての豊かな体験を生かして、政治活動をやったが、結局、政治で財産を失った人であり、高岡商業界の代表者である菅野家・木津家の政治的代弁者であった。

大橋十右エ門。越中改進黨の草分けの一人で、県会議員、衆議院議員を歴任。大橋は、明治14年11月に御原横町に、越中でもっとも早い私学の一つである越中義塾を開き、英漢の専門の教師

を招き、青年子弟を教育。

明治21年の「所得金高下調」によれば、総所得550円であり、それは、すべて土地所得である。地租565円であり、これは、54.5町歩の土地面積にあたる。この点から、大橋は大地主であったことがわかる。飛見丈繁氏によれば、大橋家は、高岡の士分の資格をあたえられていた家柄。また、回漕業と材木でもうけたが、米相場と政治で財産を失ったという。

正村五平。正村平兵衛。正村家は、幕末以来、高岡の綿の専売権をあたえられていた。高岡商業界の名門。

以上の15名の顔ぶれをみれば、いずれも、富山県分県(明治16年)当時の、全県的な有力者ばかりであり、大地主、大回漕業者、大地主たちである。しかもこの15名のうち、高岡側の人は4名のみで、あとの11名は、高岡以外の人たちであるが、いかに全県的に有力者が顔をならべているかは、次の彼らの県政界、財界に占める位置をみればわかる。これら15名のうち、県政界の検舞台である県会に名をつらねるのは、小沢、米沢、馬場、武部、折橋、大橋、藤井、宮林の8名であり、また衆議院議員となるのは大橋、鳥山、米沢であり、貴族院議員になるのは馬場である。また明治23年の県多額納税者15名のうちには、馬場、小沢、米沢の3名が入っており、しかも馬場は第1位、米沢は第2位、米沢は第5位という上位にくらいしている。

高岡以外の11名を地域的にみれば、礪波からは武部、新川では、下新川からは小沢、米沢、上新川からは馬場がでている。また射水郡からは、伏木、新湊関係で大回漕業者である藤井、堀田、八阪、宮林、朽木がでており、射水の大地主としては竹脇、折橋がでている。このように高岡以外の11名の地域をみると、上新川、下新川、射水、礪波ということで、それぞれの地域を代表する有力者であることがわかる。ただ、ここに注目すべきことは、これら11名の所属している地域はいずれも、旧加賀百万石の領下に属する所のみであり、旧富山十万石の領下に属するところからは、一人の代表者もでていないことである。すなわち、これら11名は、いずれも当時の全県的な有力者ばかりであるが、これらの人たちが集って、高岡米商会所創立願の署名者として名を連ねている所に、当時の富山県経済に占める高岡の位置を知ることができる。と同時に、富山県下にただ一つの米商会所の創立にあたって結集された有力者の顔ぶれに、ただの一人も旧富山十万石領下から名を連ねていないことが特徴的なのである。これは、米作において、旧富山十万石領下の占める位置がいかに小さいかを物語るものである。

つぎに注目すべきことは、高岡以外のこれら11名の顔ぶれは、大別して、大地主と、大回漕業

者に二分しうることである。すなわち、大地主は、下新川の小沢、米沢、礪波の武部、射水の竹脇折橋の5名であり、他の6名はいずれも、伏木、新湊、東岩瀬の大回漕業者である藤井、堀田、八阪、宮林、朽木、馬場である。この地主の5名はいずれも、それぞれの地方を代表するような大地主であるが、旧幕時代において、農民としては最高位の旧十村職に就いていた家柄のものばかりであり、いわゆる新興の地主たちは入っていない（明治26年の中越鉄道の発起人32名の場合は大分色合を異にしてくることは後述する）。大回漕業者の方は、いずれも商人資本家であったが、彼らはまた、一方では大きな土地集積をしている大地主でもあった。もちろん、中心は回漕業者としての商人資本家であったが、商人＝地主の性格をもつていた点は注意されねばならない。

このように、高岡米商会所創立には、高岡側の4人と、高岡以外の11名が結集したのであるが彼らのいずれもが、当時の県産業の死命を制する物産である米と、米作のための肥料としての鯀の売買と価格決定に運命をかける大地主と大商人（回漕業者、米穀肥料商人）たちであった。

2項 日清戦争前後における、高岡市の県経済に占める位置

本項では、中越鉄道の発案・計画から、着工・完成にいたる時期である日清戦争前後における、高岡市の県経済に占める位置づけを検討しよう。当時の高岡市の位置づけを、当の高岡商人たち自身がどう考えていたかを示すのは、つぎの文書である。それは、明治26年に取引所法が公布せられ定款変更が必要となり、同年7月18日付で、高岡米商会所および高岡取引所（明治20年創設）の両代表の連名で、両所の改称の件を出願した内申書である（同年9月26日認可）。

この内申書において強調力説されている第1点は、高岡市は、これまで、県の米、肥料を中心とする商品（米、肥料、塩、石油、有価証券）取引の独占的地位を占めてきたし、今後もひきつづきその地位を保持すべきことの主張である。明治16年の分県当時において、高岡市は、商業上の独占的地位の確保を条件として、富山市に行政上の中心を認めたのであり、富山市には、経済的には売薬以外にはみるべき何らの産業も存在しない点を強調し、また伏木港については、ただ伏木港単独では無意味なのであり、礪波を背後地とする高岡市の付属物として、はじめて存在価値があるのだ、という高岡市オールマイテイの主張が、傍若無人の調子で主張されている。

以下その点を若干、引用しよう。

「我高岡ノ地ハ越中国商業ノ集合点ヲ占メ、四通八達ノ頻繁ナルコト、越中国ニ於ケル他都市ノ企テ及ブ所ニ非ス。-----

越中ニ於ケル著名ノ物品ヲ売買取引シ公定相場ヲ平準スベキハ此商業ノ集合点ナル高岡ニ外ナラストハ、実ニ是レ越中実業人一般ノ輿論ナリ。-----

抑伏木ハ良港タルニ相違ナキモ距離僅少ニシテ高岡市場ノ埠頭タルニ過ギズ、其商人ニ於ケルモ一
ニノ人ヲ除クノ外ハ大低小商人ノミ。之ヲ我高岡ノ内ニハ越中五郡ノ花主ヲ相手トシ外ニハ各地ノ
商売ト対峙シ取引ノ大ナル商人多キニ比スルニ巨川ノ涓滴ニ於ケルガ如シ。-----富山ニ至
ツテハ売業營業ハ盛ナルモ其他ノ商品ニ付テハ古来同地ト目スル者ハ之レナカルベシ。如何トナレ
ハ同地ハ我高岡ノ如ク伏木ノ良港、礪波ノ大郡ヲ前後ニ控ヘ物貨集散ノ焼点タルニ非ズ。富山ヲ距
ルニ里余東岩瀬港アリト雖モ港湾不良ニシテ船舶ノ碇泊ニ適セズ。-----

試ニ看ヨ富山ハ維新前加賀藩支封ノ居城ニシテ其領地拾万石ニ属セリ大ナラズト云フベカラズ、然
レ共古来其封内ニ於テ一人ノ商業家ト称ス可キ者ヲ出シタルコトナシ-----。

明治九年新川県ヲ廢シ、越中国ヲ拳テ石川県ニ属セラレシヨリ、越中ノ人民之ヲ便トセズ、五郡ノ
有志者東馳西奔周旋ノ勞ヲ辞セズシテ漸ク富山市ノ有志者ト各有志者ト相謀リ、今ヤ分県ヲ請願ス
ルニ際シ予メ将来ノ企図ヲ定メ置ク、富山市ニハ県庁ヲ置キ永ク県治総括ノ地トナスベシ商業ノ事
ニ至リテハ高岡市ニ任シ地方ノ発達ヲ計ルベキ事ヲ約セリ、是故ニ明治17年高岡米商会所ノ創
立ヲ出願スルニ際シテモ曾テ之ヲ富山市人ニ謀リタルコトアラズ、富山市人モ亦進テ之ニ加ハルヲ
望マズ。即此發起人中ニ富山市人ナキ所以ナリ。富山市ノ如キハ今日ニ於テニワカニ進テ商業地タ
ラント欲スルモ形勢ノ許サザル所以ナリ-----」(『高岡史料』下314~318頁)

このような、ようすで県内商業における高岡市の独占的地位を強調するのは、一つには、実状と
して、高岡市がこれまで独占的地位を維持してきたことにもよるが、また一つには、かつての後進
地であった富山市が、しだいに発展し、高岡に迫る状況となりつつあり、現に、この内申書にも暗
示されているように、富山市でも米穀肥料取引所の設置の動きが活ばつてあったから、なんとして
も、これを阻止して、高岡の独占的地位を保持したいという熱望のあらわれであろう。しかし、高
岡市の他に、富山市においても、米穀肥料取引所設立が認可され、明治27年4月20日には、常
盤町の仮市場において開業した。かくして、高岡オールマイテイ性の力説・願望にもかかわらず、
事態はすでに商品取引所において、高岡の独占的地位の去つたことを示しているのである。しかし
そのことは、高岡取引所の圧倒的優位を否定するものではない(後述)。

内申書において、強調されている第2点はつぎのごとくである。

それは、第1の主張点である高岡の全県下における商業的独占の保持の上になつて、米穀取引
において、金沢市に対決する姿勢を示していることである。金沢市との対決にあつたの、高岡市の
意図するものは、幕藩時代の加賀百万石の穀倉であった礪波地方の米の取引を独占するということ
であった。そのためには明治18年以来、高岡米商会所の区域に入つていた能登の鹿嶋・羽咋の両
郡の金沢への引渡しを条件として、全礪波の米は高岡にまかせるべきであると強調している。おそ

らく高岡にとって、第1点の富山市との対抗以上に重要であったのは、全礪波の米を独占しうるかどうかということであつたらう。以下、内申書の主張をきこう。

「現高岡米商会所受渡蔵所ノ区域ハ越中一円ノ外能登国鹿嶋、羽咋ノ両郡ヲ加ヘタリ。然レ共今回出願セシ取引所定款ニハ能登国ヲ省キテ加ヘズ。最初能登国ヲ加ヘタル所ハ唯七尾、羽咋兩港ノ米ヲ市場取引ノ受渡ニ供スルノ便ナルヲ思量シタルニ出タリト雖モ近来大ニ思考スベキ事ヲ発見セリ。越中国礪波郡ハ高岡米商会所受渡蔵所ニ属スルノミナラス、又金沢米商会所受渡蔵所ニ属スルヲ以テ、自然競争の弊ニ陥リ同一ノ米ニ於テ受渡上双方ノ品位格定ニ差異ヲ生シ、其結果ハ米ノ改良ヲ計リ品位ヲ一定セント欲スルモ双方ノ格定不同ナル為メニ紊乱セラレ-----今回高岡米穀取引所ニテハ能登国ヲ省キテ加ヘサリシハ受渡蔵所ヲ越中一円ニ止メ予メ礪波郡ノ覆轍ヲ戒メント欲スルニ過ギズ。今後ノ企望ハ金沢米穀取引所モ其受渡蔵所ヲ其県内ニ止メ同一ノ地ニ於テ兩取引所ノ蔵所ヲ並置セザラシムニアリ」(『高岡史料』下219頁)

では、現実の米穀取引において、高岡の占める位置はどうであつたか。明治27年に富山米穀肥料取引所が開設されて以来の高岡米穀取引所(明治36年、改称)との出来高の比較をしよう。第7表によれば、富山取引所が開設された明治27年の出来高石数は、高岡の二倍近くの高さを示している。その点を『越中史料』ではつぎのようにのべている。「4月20日、富山米穀肥料株式会社取引所を常盤町仮市場に開設す。米商蟻集し議価紛沓たり。」しかし富山の方が高岡よりも石数、金高のいずれにおいても高いのは、特殊にこの27年のみであり、それ以後は高岡は常に富山の幾倍かの出来高を誇っている。それでも、27年につづく28、29、30年の3年間は、まだ石数にして、高岡は富山の2倍前後にすぎないが、31年以降はその格差はますます大きくなり特に37・8年以降は5~6倍という大きな格差になっている。このように富山取引所が明治26年に開設されても、この年のみを例外として高岡取引所の断然たる優位はゆらいでいない。しかしそれにしても、明治18年以來26年までは、県下で取引所はただ一つ高岡米商会所のみでまったく独占していたころにくらべると、富山取引所の開設によって県下に兩取引所が並存しているところに高岡の位置の相対的低下をみることができる。

第3-7表

両取引所の出来高対比

年次	高岡米穀取引所		富山米穀肥料取引所	
	石数	金高	石数	金高
明治27年	678,600 (45.5)	12,762,172 (121)	1,486,000 (100.0)	10,573,259 (100)
28	1,843,450 (20.42)	14,329,573 (212)	904,080 (100.0)	6,795,217 (100)
29	1,968,200 (14.95)	16,854,453 (150)	1,314,850 (100.0)	11,218,981
30	1,832,200 (12.96)	19,292,732 (131)	1,414,700 (100.0)	14,727,511
31	1,244,400 (33.10)	12,988,723 (318)	391,100 (100.0)	4,081,723
32	1,193,900 (27.9)	11,044,799 (287)	428,300	3,848,899
33	1,046,100 (23.7)	11,180,758 (24.5)	440,720	4,557,112
34	714,600 (37.1)	7,394,282 (38.5)	192,370	1,919,710
35	840,100 (37.6)	9,650,310 (43.6)	22,290	221,501
36	1,163,700 (21.6)	14,465,554 (23.6)	53,900	612,355
37	882,750 (56.0)	10,376,682 (56.0)	157,400	1,853,206
38	1,299,500 (67.5)	16,639,182 (67.5)	192,250	2,474,206
39	1,268,250 (65.5)	17,555,006 (64.5)	193,800	2,724,175
40	1,378,200 (60.2)	21,759,982 (60.0)	228,400	3,623,718
41	1,353,650 (66.1)	20,049,003 (64.0)	204,950	3,128,669

『富山県統計書』より作成

3項 高岡商人の性格とその土地所有規模

つぎに、この時期における代表的な高岡商人たちの所得内訳をとおして彼らの商業活動および土地所有規模を検討しよう。このことは高岡商人の力量を示すとともに、側面から高岡市の位置を照らしだすのに役立つであろう。

当時の高岡の代表的商人たちを、網ら的に集めていたのは、前述の米穀取引所および日清戦争後の明治29年において全高岡商業界の力を結集する目的で設立された高岡商業会議所である。両

の役員、委員は、大体において重なりあっているが、より網羅的に有力者が結集されていたのは高岡商業会議所であった。明治29年5月31日の商業会議所の第1回選挙で挙出された会員はつぎの30名であった。

高岡米穀取引所（代表者、鳥山敬二郎）	高岡銀行（代表者、荒井荘蔵）			
高岡共立銀行（代表者、木津太郎平）				
正村義太郎	菅野伝右エ門	堀井仁右エ門	篠原善兵衛	塩崎利平
志摩長平	総若覚兵衛	室崎間平	本間常吉	金森七郎
菅野庄太郎	梶村宇平	梶川伊兵衛	菅池貞次郎	野崎佐七
田上佐太郎	正村兵太郎	大場庄三郎	袴初太作	平能五兵衛
車次郎七	高岡漁業株式会社（代表者、松沢元吉）			志南三郎平
広岡庄二	関与平	清水伊三郎	中条金助	

なお、明治42年（『高岡史料』脱稿の年）までの、歴代会頭は次のとおりである。

菅野伝右エ門	明治29年5月31日 ～33年10月	在職中死亡
正村義太郎	明治33年10月 ～34年5月	転籍辞任
木津太郎平	明治34年6月 ～36年3月	在職中死亡
荒井荘蔵	明治36年5月 ～40年2月	病氣辞任
木津太郎平（二代目）	明治40年2月 ～42年現在	

（『高岡史料』P564～565）

（注） 会員として名を連ねている高岡銀行は、明治22年7月の開業であり、この銀行の役員を中心であったのは、正村家、菅野家であったが、商業会議所設立当時の代表者は荒井荘蔵であった。高岡共立銀行の開業は明治28年12月25日であり、高岡の木津、平能、志摩、篠井、橋、鳥山らを中心とし、高岡以外では、馬場道久や婦倉郡涼星の代表的大地主の浅野清三郎、礪波地方の代表的大地主の高広次平、菊野久太郎、桜井宗一郎、佐藤助九郎、吉田仁平、蓑彦助らが、役員として名を連ねていた。

この会員30名のうちの主だった人たちについて検討しよう。

まず、代表的な高岡商人の一人である菅野伝右エ門について。

菅野については、すでに大島村のところで一応のべた。大回漕業者で大地主で売薬の元締。高岡電灯紡績会社役員（明治27年）。高岡商業会議所、初代会頭。県有数の多額納税者。県会議員。

明治21年度の射水郡役所の「所得金高下調」によれば、所得総額は2,000円で、その内訳は、

土地1065円、株式340円、船荷265円、貸金160円、船営業140円、公債32円となっている。なお地租は1435円であり、これは138.3町歩の土地所有にあたる。この所得内訳でみると、菅野伝右エ門は明治21年には、総所得2000円のうちの半分を上回る所得を土地からあげているのであり、138町歩という巨大地主であることがわかる。菅野は安政6年生れであり、明治初期に回漕業者として北海道貿易で巨万の富をつくったといわれるが、それを土地集積にまわしたのであろう。われわれは、この菅野伝右エ門において、回漕業者として冒険的な北海道貿易によって、巨万の富を獲得した商人資本家が、土地集積して巨大地主化していく一つの典型をみることができる。なお、飛見丈繁氏によれば、一般に高岡商人の集積した土地の所在地は、ほとんど高岡市内かまたはその近郊にあったという。大正13年の調査では、菅野の貸付規模は168町歩となっているから、明治21年の時点より、さらに集積を拡大したことがわかる。この大正13年の168町歩というのは、呉西地方では、同じく高岡市の金田眉丈の175町歩につぐ第2番目の規模である。

(注)1、菅野が北海道貿易で巨万の富をえたことは、一般にいわれていることであるが(たとえば『高岡史話』下、昭和39年10月1日発行)、飛見氏は、この点について疑問をもっている。すなわち、「菅野は通称“あめ伝”、(飴伝、糖伝)といって、砂糖でもうけた。しかもそれは、大阪の砂糖取引の仲間に入ってであり、北海道貿易でもうけたとはいえない。」と。なお、飛見氏も、菅野が米の定期取引でもうけた点は認めている。(氏よりの聞取り)本稿では、一応北海道貿易説をとっておく。

(注)2、菅野をはじめ、高岡の有力商人たちが、いかなる経路をへて巨大な土地集積をしたかは、資料の裏づけがないので断定的なことはいえないが、考えられるのは次の点である。高岡商人が、商業活動で獲得した金を、農民に土地を抵当で高利で貸し、支払不能の際に手を入れたのではないかということである。これは、おそらく直接に土地を買収した場合よりも多かったのではなかろうか。それを示すのは、例の明治21年の所得下調において、有力商人たちの所得内訳のなかに、その大部分の場合、相当大きな比率を占める貸金所得がみられることである。なお、高利という点では、明治24年9月14日付で、北陸自由党の提出した請願書中の「地租軽減」の項目中にみえる次の文句は、一つの傍証となるであろう。

かくのごとく、農家(地主のこと——引用者)の収利は一年わずかに3歩6厘余なるに反して富山及高岡における金利をいかに、土地を抵当とするもの富山にて1割2歩8厘、高岡にて、1割4歩2厘、家屋を抵当とするもの富山にて1割4歩5厘、高岡にて1割5歩5厘、米穀を抵当とするもの富山にて1割4歩なりという(22年調)。」(『県政史』第4巻、P354)

ここで一つの仮説として考えられるのは、明治21年度の所得下調で、高岡の有力商人たちの巨大な土地所有の多くのものは、高利で農民に土地を抵当として貸した金の支払が、丁度、明治10年代の松方デフレ期にぶつつかつて、支払不能となり、抵当流れとして集積されたものではなからうか、ということである。

平能五兵衛。米の北海道貿易で大成功した回漕業者で、米穀、肥料商人。県有数の多額納税者である。明治30年、県多額納税者15名中の第13位。33年、第9位。36年、第6位。37年、第7位。39年、第8位。

明治21年度の所得下調によれば、所得総額は1,350円で、その内訳は土地618円、肥物商380円、貸金300円、株式48円、公債4円となっている。地租は680円で、これは65.5町歩の土地所有規模にあたる。平能の場合も、菅野と同様に、北海道貿易で巨万の富をつくり、それを土地集積にまわして大地主となっている。平能も、その総所得の約半分は土地からの所得であり、残る半分は、肥物と貸金が大体折半した形になっており、貸金による所得の大きさが目をひく。(菅野の場合も貸金所得が160円あった。)このように、明治21年の時点では、平能の総所得1,350円のうち、4分の3は土地、貸金、株式所得となっており、直接の商業活動(肥物)による所得は、わずかに4分の1にすぎないのである。この点、菅野の場合も、年所得2,000円という巨額のうち、船関係は5分の1にすぎず、5分の4という圧倒的比率は、土地所得を筆頭に、株式、貸金によるものであり、その点、平能の場合と同様である。菅野の場合と同様に、平能においても、われわれは、北海道貿易で巨万の富をえた大商人が、しだいに大地主、高利貸、株式投資家に重心をうつしていく、典型的例をみるのである。彼らは、その所得内訳にみるこのレントナー化の強い傾斜によって、菅野にみられるごとく、かりに新しい企業活動(高岡電灯)に手をだすとしても、それにすべてをかけることがむづかしく、結局、消極的姿勢を脱しえないということになるのではないか。このレントナー化への強い傾斜とともに、彼らが商業活動において、全県下で独占的な地位を占める高岡を基盤にして巨利をあげたということが、高岡商人たちを主体とする新産業の確立をみなかった有力な理由の一つであったと考えられる。

正村義太郎。正村家は幕末以来、高岡の綿場の専売権をもつ、特権商人の家柄であり、明治初期には、菅野家よりも上位に位置していた。明治21年の例の所得調によれば、総所得は2,247円であり、菅野伝右エ門の2,000円を抜いて、高岡随一の高所得者である。この2,247円の内訳は、土地932円、株式730円、公債270円、貸金280円、電信切手35円となっている。

この内訳にみられるごとく、正村の場合もすでに明治21年の時点では、土地所得が第1位であり、総所得の約半分を占めている。地租額は879円であり、これは85町歩の土地所有にあたり、正村も巨大地主の一人であったことがわかる。この正村と菅野、平能との相違は、菅野は船関係、平能は肥料とそれぞれ商業活動による所得が、総所得の一部を占めていたのに対して、正村は、その全所得は、土地所得を筆頭に、株式、公債、貸金となっており、全く事業所得を含まないのであり、全所得が寄生化によるレントナーとしてのものであることが注目される。これには、次の事情も大いに関連しているであろう。すなわち、正村家は幕藩時代、高岡の綿場の専売権をもつ特権商人の家柄であったが、すでに明治21年の時点では、内地綿の需要の激減によって、綿取引がふるわなくなったことから、正村は急速に寄生化の傾斜を強めたものと思われる。『高岡史料』下、313頁には、高岡米商会所とは別個に、明治20年、高岡取引所が創立され、米、胴鮭、繰綿、石油、食塩、公債証書、有価証券の定期取引をおこなったが、業務ふるわず、休業にいたったことまた、明治26年には、この取引品目から「繰綿」が削除されたことが述べられている。このことは、米の定期取引をする高岡米商会所にたいして、米以外に重点をおく高岡取引所の運命をしめすとともに、古くからの特権的綿商人としての正村のレントナー化の急速な傾斜と、それ以後の彼の地位の低下の必然性を暗示するものである。

なお、正村は、明治23年の県多額納税者15名のうち第9位に位いしており、この23年に、県内15名のうち高岡市からは、第3位の菅野と、この第9位の正村の二人のみが名をつらねているのである。正村が、23年以外に、県多額納税者のうちに入るのは、明治33年のみであり、その時は15名中の第12位である。それ以後は多額納税者のうちには入らなくなっている。つまり事業所得をもたなくなった正村は、次第に多額納税者の位置から脱落していくことになるのである。

(注) なお、正村は、菅野について、第2代目の高岡商業会議所の会頭をつとめている。しかし、その在職期間は全く短期でおわっており、また辞職の理由としてあげられているのは、『高岡史料』によれば、「転籍辞任」となっている。この点、『高岡市史』の著者・和田氏からの聞き取りによれば、正村は高岡市以外に移住したことはないということからして、その間に、正村の地位をめぐって、微妙な事情があったものと考えられる。

木津太郎平。回漕業と肥料商で富を蓄積。明治21年度の所得調では、総所得919円で、その内訳は、土地645円、商業180円、貸金80円、公債14円である。この木津の場合も、菅野、平能、正村と同様に、最大の所得項目は土地所得であり、総所得の $\frac{2}{3}$ を上回る巨大な比率を占めている。地租は541円であり、これは52.1町歩の土地所有にあたり、木津も50町歩以上の大地

主であることがわかる。この土地所得について、木津の場合、商業所得は第2位を占め、これは2割の比率である。なお、大正13年の調査では、木津の貸付地所有規模は149町歩であり、呉西第5位、高岡関係では金田眉丈(175町歩)、菅野伝右エ門(168町歩)、橋清治郎(150町歩)に次ぐ第4番目の大地主である。すなわち木津は、明治21年の52町歩から、さらに土地集積をすすめ、大正13年には149町歩までのし上っているのである。なお、2代目木津太郎平は、明治43年と大正4年に衆議院議員に当選している。

以上の菅野、平能、正村、木津につぐ有力者としては、篠原善兵衛、筏井甚兵衛、室崎間平、塩崎利平、吉野治平、正村兵太郎、堀井仁右エ門、金森七郎ら、および志摩長平、荒井莊蔵、菅池貞次郎らがある。

篠原善兵衛。呉服商で、明治21年度の総所得は458円で、その内訳は、土地373円、呉服85円であり、土地所得が圧倒的比率を占めている。地租は28.5円であり、これは27.5町歩の土地面積にあたり、大地主の一人である。

筏井甚兵衛。筏井は、商業会議所の第1回会員にはなっていないが、会議所設立の発起人16名のうちに入っている。呉服商で、明治21年度の総所得は500円で、その内訳は、呉服259円、土地241円であり、ちょうど両所得が半々である。地租は18.6円であり、これは17.9町歩の土地所有にあたり、20町歩近い大地主の一人である。

室崎間平。明治21年度の総所得は587円でその内訳は貸金260円、土地107円、船荷75円、株式80円、公債35円、呉服30円となっている。この室崎の場合も、商業活動としての船荷75円、呉服30円の計105円にたいして、貸金、土地、株式、公債による所得が482円であり、5倍ちかくの比率を占めている点では、上述の菅野、平能、正村、木津の場合と同様である。地租は7.8円であり、これは7.5町歩の土地所有にあたり、それほど大きな所有規模ではない。なお、室崎は、すでにふれたごとく、菅野、正村、荒井、吉野とともに、明治27年創立の高岡紡績電灯会社に関係している。

塩崎利平。代表的金物商の一人で、明治21年度の総所得は320円で、その内訳は、金物115円、貸金115円、土地40円、公債30円、株式20円である。つまり金物と貸金による所得のおおのが、総所得の $\frac{1}{3}$ づつを占めているのであり、貸金による所得の大きいことが注目される。それとともに、代表的金物商である塩崎の場合も、明治21年の時点においては、金物による所得が総所得の $\frac{1}{3}$ の比率しか占めず、他の $\frac{2}{3}$ がレントナー的所得である。なお地租は45円で、これは4.4町歩の土地所有にあたり、所有規模は大きくない。

吉野治平。吉野は筏井と同じく、商工会議所の第1回会員ではないが、会議所設立の発起人16人のうちの1人である。明治21年度の総所得は475円であり、その内訳は、公債450円、呉服25円となっており、土地所得はない。

正村平太郎。明治18年～21年の県会議員。明治21年度の総所得は528円で、その内訳は土地340円、俸給180円、公債8円であり、土地所得が大半を占めており、商業活動による所得のないのが特徴的で、正村義太郎の場合と同様である。地租は、206円でこれは19.8町歩にあたり、約20町歩の大土地所有者であることがわかる。

堀井仁右エ門。明治21年度の総所得が、400円で、その内訳は、土地215円、呉服120円、貸金35円、利子30円となっている。このうち、貸金と利子とはどう異なるかは不明であるが、堀井の場合、総所得の半分が、土地による所得であり、つぎが呉服による所得でそれは $\frac{1}{4}$ 強である。地租は185円で、これは17.8町歩の土地面積にあたり、20町歩ちかい大土地所有者である。

金森七郎。明治21年度の総所得は541円で、その内訳は、金物525円と土地16円になっている。このように、その総所得のほとんど全部が、金物商からあげられているのであるが、この金森の場合のようなのは、高岡商人では、むしろ例外的なものであるといつてよい。

つぎに志摩長平、菅池貞次郎、荒井莊蔵らであるが、志摩と菅池は米相場師として代表的な人たちであった。とくに志摩は、全国的にその名を知られた大相場師であった。志摩の明治21年度の総所得は450円であり、その内訳は、金物300円、貸金150円となっている。つまり、志摩も明治21年の時点では金物商をしていたことが知れる。土地所得はでていない。

(注) なお、荒井莊蔵については、詳しいことは判からない。ただ、北林吉弘氏の「ある紡績工場の創業」(『越中史壇』13号、1958年3月)によれば、高岡紡績雷灯株式会社の発起人(常務)であったし、高岡商業会議所第1回会員としては、高岡銀行の代表者となっている。明治21年度の所得金高下調によれば、総額301円であり、内訳は貸金120円、公債93円、株式88円となっており、貸金の多いことが目につく。しかし、所得総額301円というのは、高岡商人としては、けって上位の方ではない。つまりこの明治21年の時点では、荒井莊蔵はまだ上位の所得でないことがわかる。

以上が、明治29年の高岡商業会議所の第1回会員、および発起人として、名をつらねている、当時における代表的な高岡商人たちであった。

なお、この他、有力者としては、岡本清右エ門、橋清治郎、金田眉丈らがある。以下、簡単にふれよう。

岡本清右エ門。岡本は幕藩時代からの、高岡商人の名門で、肥料、綿の特権的問屋であった。一般に高岡商人の場合、その栄枯盛衰が激しく、幾度も持続して栄えた例は稀であるが、岡本家は高岡でも最も古くからの家柄であり、正村家よりもその歴史は古い。土地所有規模も巨大であって、天保改革の時に藩に没収されたものだけでも高1,000石ぐらいあったといわれ、その他にも1000石ぐらい残っていたという（和田一郎氏、増山氏からの聞き取り）。しかし、明治時代に入ってから、その地位は大分低下しているとみてよい。それを示すのは、明治21年度の例の所得下調であり、これによれば、総所得400円で、その内訳は、売薬140円、貸金116円、質100円、土地40円、公債40円となっている。すなわち、明治21年の時点では、綿、肥料による所得はなく、商業所得としては売薬の140円であり、残りの260円は、貸金、質、土地、公債によるものであり、岡本もレントナー的性格をつよめていることがわかる。なお、地租は36円で、これは3.5町歩の土地面積にあたり、幕末でも1,000石といわれた巨大な土地所有の大部分をすでに失っていることがわかる。岡本は、明治31年、高岡市議員に当選し、34年6月～同年11月20日まで議長をつとめている。

橋清治郎。回漕業、肥料商で富を蓄積。橋は、飛見丈繁氏からの聞き取りによれば、米穀と肥料の北海道貿易でもうけて産をなした者であり、もともとは小矢部川の舟運の舟をこいでいた、全くの零細な回漕業からのびてきた人である。なお、橋が高岡の商業界の上層に上ってくるのは、菅野、平能、木津よりも大分おくらしている。それを示すものとして県多額納税者に名のつらなるのは、明治44年にはじめてであり、それ以前はでていないことである。この44年には、15名中の第13位であり、橋以外の高岡関係では、菅野は第3位、平能は第9位にある。また、明治21年の射水郡役所の所得下調には橋の名はみえていない。

ところが、大正13年の50町歩以上貸付地を有する地主の調査では、橋清治郎は150町歩貸付とあり、呉西地方第4番目の巨大地主となっている。（木津との類似を注意せよ。）

金田眉丈については、第I編の大島村のところですでに述べた。大正13年の50町歩以上貸付地を有する地主のうち、金田は呉西地方第1の大地主で175町歩の貸付地をもっていた。

なお、時期は下だが、大正13年の時点で、呉西地方における50町歩以上の地主は24名であるが、そのうち高岡関係は次の9名である。

第1位 金田眉丈 (商) 175町

第2位	菅野伝右エ門	(商)	168町
第4位	橋清治郎	(銀行)	150町
第5位	木津太郎平	(商)	149町
第12位	南慎一郎	(弁護士)	69町
第13位	荒野権四郎	(酒造)	65町
第14位	南村仁十郎	(農)	61町
第21位	岩脇孫八	(銀行)	54町
第23位	今井兼吉	(農)	52町

このように、高岡関係は、上位5名のうち第1、第2、第4、第5位と4名を占め、また、全呉西地方(高岡市、両礪波、射水、氷見郡)24名のうち高岡市のみで9名という巨大な比率を占めているのである。いかに、高岡市に巨大地主(大商人)が集っていたかがしれよう。

こうして、明治26年～29年の日清戦争前後の高岡市には、高岡商業会議所を中心として、高岡米穀取引所および高岡銀行、高岡共立銀行らの主要な役員、会員として、高岡の代表的な米穀商肥料商、回漕業者、呉服、太物商、金物商らの豪商たちが集って、活躍していたのである。しかもこれら豪商たちの多くは、一面巨大な土地集積をおこなった大地主たちであったし、また大きな高利貸所得および株式、公債所得をもっていた。大地主としての土地所有規模は、明治21年の時点では、上述のごとく、菅野伝右エ門13.8町歩、正村義太郎8.5町歩、平能五兵衛6.5.5町歩、大橋十右エ門5.4.5町歩、木津太郎平5.2町歩、篠原善兵衛2.7.5町歩、正村平太郎1.9.8町歩、笹井甚兵衛1.7.9町歩、堀井仁右エ門1.7.8町歩等々といった巨大なものであった。彼らは、これら巨大な商業所得、地代所得、株式投資所得を獲得することによって、県多額納税者のうちの上位を占めていた。こうして、彼ら大商人=大地主たちが中心となって、高岡市の経済を支配していたのであり、たんに高岡市のみならず、高岡米穀取引所における米、肥料の価格決定と売買、さらにその程度は劣るが、絹、綿、麻織物の売買を通して、呉西地方(礪波、射水)の経済に支配権をふるっていたし、また呉東地方にたいしても支配権が及んでいたといえる。(それ故にこそ、明治27年、高岡に対抗して富山米穀肥料取引所が開設されることになったが、その点はすでにふれた。

第3節 中越鉄道敷設をめぐる

1項 中越鉄道敷設の32名の発起人について

第3章の第1節では、石川県より分県当時の富山県の経済を、礪波地方を中心として検討するこ

とによって、当時、礪波地方は農・工にわたって、県内の最先進地帯であることを知った。第2章では、分県後において、はじめて設立をゆるされた高岡米商会所の県商業界に占める位置を検討した。この米商会所、および明治26年に改称された高岡商品取引所は、米、肥料を中心とする商品・証券の定期取引によって、たんに高岡市のみならず、全富山県とくに呉西地方（礪波、射水地方）の経済に支配権をふるっていたことを知った。また、この第2節では、高岡商人の土地所有規模をも検討した。

本節では、この高岡市と礪波地方の有力町村および伏木港を結ぶものとして敷設された中越鉄道をめぐって、その敷設にあたって、当時の礪波、高岡、伏木の地主、商人たちがいかなる役割をはたしたかを検討しようとするものである。

中越鉄道敷設について、参考にしうる文献としては、『中越鉄道開業20周年誌』（大正5年5月1日印刷）、および、この『20周年誌』を中心として展開された北林吉弘氏のすぐれた労作「中越鉄道創業史」（越中史壇10号、1957年3月）がある。この他に、敷設問題に言及したものとしては、前掲、中島桃太郎『大矢四郎兵衛研究』、中明宗平『鷹栖村史』、『堀二作翁之生涯』があり、なお、『出町のあゆみ』の中にも、一、二この問題にふれられている。

（注）『出町のあゆみ』を別にすれば、以上あげた5つの文献は、中越鉄道創業の発案、企画者について、それぞれ力点のおき方を異にした叙述をしていて興味ぶかい。①中明氏の『村史』によれば、中越鉄道の発案から、敷設にいたるまでの一切の中心が大矢四郎兵衛であった、という立場をとっている。すなわち、中越鉄道敷設は、大矢の思いつきであるとして、彼は「夜を昼について有力者を訪い力説したので、鉄道気遣いとおぼれたが、その熱意によって諒解する人もでてきた」「大矢翁の計画は奇想天外の夢物語と一般の者は聞き流し、耳をかすものはない。ただ島田孝之のみは賛成し翁をはげました」としている。②『20周年誌』では、鉄道に経験のあった吉田茂勝が発案し、島田孝之に謀り、二人で「高岡、射水、東西礪波の一市三郡の資産家、有志者を訪門し、説いた」ので賛意をえた、ということになっている。なお、北林氏の研究は、ほぼこの『20周年誌』の立場を、そのままとっておられる。③中島桃太郎氏の研究によれば、大矢は、島田孝之、吉田茂勝らと謀り、有志者を説いたとしている。④『堀二作翁之生涯』によれば、中越鉄道の敷設を思いついたのは、当時、県土木課に勤めていた野口という人であり、彼が堀二作を訪ね、その必要を力説したので、堀はそれに共鳴した。そこで堀は、自分は政友会であるから、反対党の根拠地である礪波地方に鉄道を敷設するのに、自分が主唱したのでは、妨害されるおそれがあるとして、野口をして、島田孝之に話をさせ、ついで島田をして高広次平を説か

せせること、また伏木の藤井能三にも勧誘させることにしたとなっている。つまり、堀は主唱者として表に立たなかったが、舞台裏の演出者であったとして、あたかも鉄道計画の功績の一切を自分にきずるように主張しているが、その点は疑問である。

以上、四つの文書では、発案、企画者について、微妙な相違がみられるが、誰が最初の発案、企画者であったかという点では、大矢、吉田、または島田、堀、野口のうちの特定の一人ということではなく、これらの人たちが推進者となって、計画をすすめたということであろう。ただ、誰が、中越鉄道の敷設事業に私財をなげうって、この事業を守りとおしたかといえ、それは大矢四郎兵衛であったといえる。その意味においては、中越鉄道敷設は、大矢の事業であったといって差支えないのである。

(注)でのべたごとく、誰が発案、企画者であったかは問題であるが、特定の一人ではなく、大矢、吉田、島田らの人たちが中心となり、彼らが推進者となって、一市三郡の有力者を説き、明治26年9月に礪波の出町において、会社創立の協議会が開かれた。この協議会において、発起人としてあげられたのは、つぎの32名であった。

吉田茂勝 原田金之祐 藤井能三 志摩長平 堀二作 正村義太郎 高広次平
大平長平 矢後孫二 島田孝之 松島与信 小幡直次 安念次左エ門 大矢四郎兵衛
藤井長太郎 山田正景 桂井他八郎 西能源四郎 松村和一郎 河合八十八
中村林造 佐々木権四郎 荒木文平 岡部長左エ門 大谷彦次郎 大谷次郎作
春田嘉一郎 菊野久太郎 田上六太郎 野村辰太郎 岩倉与吉郎 長谷川孫三

この32名のうち、高岡市関係は、堀二作、正村義太郎、志摩長平の3名であり、伏木は藤井能三、原田金之祐の2名である。吉田茂勝については、その身許は不詳であるが、明治30年2月28日認可の富山県農工銀行の株主人名簿によれば、富山市のところに入っている。吉田は『開業20周年誌』によれば、鉄道に経験のある人となっており、彼に「線路の踏査並に出願の衝に当らしむ」とあり、かつ、彼の踏査活動にたいして、支払をしていることが誌されている点からして、彼は鉄道工事に経験のある技術者であったとみられる。なお、『金岡又左エ門翁』によれば、富山市より美濃国太田町に通ずる飛越鉄道の企画がなされ、明治29年7月28日、富山市經曲輪で創立委員会が開かれた時の顔ぶれの中に、吉田茂勝の名がみえる。このことからしても、吉田は、他の31名とは異なって、富山市の人であると考えられる。以上の高岡3名、伏木2名、富山1名をのぞく、26名は全部、東西礪波の人たちであった。

以下、吉田茂勝をのぞく31名について、当時の呉西地方、または全県下における、彼らの社会

的地位を検討しよう。

まず、高岡関係について。

堀二作。高岡市の代表的政治家で、自由党=政友会の人。射水郡横田村、村長、高岡市長（2回）
県会議員、県会議長を歴任。堀家は射水郡横田村の農家で、堀二作の一代で高100石ぐらいから
1000石以上に土地集積をとげた。明治21年度の例の所得金高下調によれば、総所得800円
であり、その内訳は土地573円、俸給170円、貸金38円、貸家19円であり、土地所得が全
体の7割以上という大きな比率を占めている。地租は420円であり、これは40.5町歩の土地所
有にあたり、すでに明治21年の時点で巨大地主になり上がっていることがわかる。このように、堀
の所得内訳をみると、その大部分が土地所得であり、他に俸給として170円あるが、高岡商人の
場合に一般的であった株式、公債所得が、まだこの時点ではみられていない。このことから、高岡
近郊の地主である堀二作は、地主としての所得が圧倒的比率を占めるとともに、彼の場合、役職者
としての所得が重要な位置をしめていることに注意されねばならぬ。なお、多額納税者としては、
大正14年に100名中の第62位、昭和7年には100名中の第25位である。

ところで、堀が、第1回目の高岡市長になるのは、明治25年11月8日であり、それ以後、明
治31年11月7日まで、満6年間在職している。中越鉄道敷設が発案され、城端-高岡間の開通
をみるのは、彼の市長時代と重なっている。

正村義太郎。志摩長平の両名については、すでに高岡商品取引所の第1回会員の検討のところ
で述べた。正村は、幕末以来、高岡の綿場の専売権をもつ代表的な高岡商人の一人であり、第2代目
の高岡商業会議所の会頭をつとめる。また、正村は、一面、明治21年に、85町歩という巨大な
土地所有の大地主であった。志摩長平は、高岡の代表的な米相場師として、全国的に名のひびいた
人であった。

堀二作、正村義太郎、志摩長平の3名で、当時の高岡市の政、財界の代表者が、この中越鉄道敷
設に名をつらねていることがわかる。

伏木関係。

藤井能三。藤井のことはすでに述べたが、明治17年申請の高岡米商会所の発起人の一人であり、
明治初年の伏木最大の回漕業者であり、明治10年代の富山県を代表する実業人であった。しかし
明治26年の時点では、経済的にはすでに、往年の力はなかつたが、社会的影響力の点では、なお
伏木のみならず、県下有数の人であったろう。

原田金之祐。伏木湊町の人で、明治21年度の所得金高下調によれば、総所得2,235円でありその内訳は俸給1800円、株式408円、土地15円、貸金12円となっている。この所得をみて、まず気のつくのは、総所得の2235円という巨大な額である。これは、高岡の代表的豪商である、菅野伝右工門の2000円をも上回るものであり、正村義太郎の2247円よりわずかに下回る所得である。つまり、全射水郡の、上位所得者中でも一、二をあらそう大所得者であることがわかる。しかも、その内訳をみると、その大部分を占める1800円は俸給となっており、この大きさにも驚かされる。原田はいかなる役職についていたかは未詳であるが、おそらく、当時における県下有数の高給をとる、重要な役職についていたのであろう。(それにしても、この俸給額は、あまりにも大きすぎるので、この点再検討を要するであろう。)いま一つ、大きな項目として、株式所得の408円があり、株式投資所得の大きかったことがわかる。とに角、伏木湊町の人原田金之祐は、伏木随一、県下有数の高給をとる有力者であることがわかる。

それ故に、藤井能三と原田金之祐の二人が伏木から、発起人として名をつらねていることは、伏木を代表しての参加であると考えてさしつかえない。

次に、東西礪波関係をみよう。礪波からは、26名の多きが発起人となっているので、以下、高岡から城端への中越鉄道の線路ぞいに、戸出―出町―福野―福光―城端、井波の順をたどつてのべよう。

まず、戸出町関係。ここでは、たんに戸出町のみならず、その近隣の町村をもふくめての発起人を検討しよう。

大井長平。(東礪波郡北般若村=吉住村(現戸出町))

大井は、嘉永6年、油田村の桜井家に生まれ(長兄、宗一郎)、大地主、大井家の養子となる。明治6年10月および13年4月に、それぞれ戸長に、30年10月に北般若村村長に就任。明治15年、島田孝之が改進黨の組織を唱道したのにたいして、共鳴賛同して、同年12月入党。

産業関係。明治初年より酒造業をはじめ、24年に廃業。明治25年に製糸業をはじめ、繭蒸殺所を設置して、生産につとめる。

明治22年、「戸出―中田」間の橋梁設置に努力。

経済界での役職。戸出貯金銀行取締役、共通銀行常務取締役、中越銀行監査役を歴任。

以上の略歴は、明治36年11月発行の『現今北国人物志』を参考にしてのべた。この略歴からしてもわかるごとく、大井は戸出町近辺の大地主として、政治、経済、社会の各方面に多面的な活躍をした有力者であった。とくに大井の場合、注目すべきことは、製糸業をはじめ、新設備を導入

して、経営に打込んでいることである。この点について、『現今北国人物志』より引用すれば、次のごとくである。

「明治25年、君、製糸業を創め、繭共同蒸殺所設置あるいは繭共同買入所の議を首唱し、福光地方の同業者と謀る所あるも、今なお実施するに及ばず、君、因りて独立して繭蒸殺所を設け今に至るまで製糸業に従事す。」

なお、『富山県統計書』明治34年によれば、大井製糸場の創業年月は明治20年6月となっており、製造品種は器械細糸、職工数は14才以上の女子24名、14才未満の男子の従弟3名のマニユファクチュア工場であることがわかり、上の『現今北国人物志』の叙述が、ほぼ事実と合致していることがわかる。

われわれは、この大井長平において、戸出町近辺の大地主が、マニユファクチュア経営主として、実際に経営にのりだしている顕著な1例をみるのである。

矢後孫二。（西礪波郡醍醐村大字横越村（現戸出町））

矢後家は地方の豪農であり、孫二は明治27年7月～同年12月の県会議員（自由党）。また中越銀行発起人の1人。息子の孫人は、明治29年7月、西礪波郡会大地主議員となり、明治32年9月～36年9月、36年9月～40年9月の二期連続県会議員。

このように矢後孫二は、醍醐村における大地主であり、県政界においても県会議員となり、また中越鉄道と中越銀行の両者の発起人となっている有力者であった。

島田孝之。（東礪波郡島新村＝滝村）

島田は、明治時代の富山県の代表的政治家であり、県改進黨の創始者で、その首領であった。県自由党の創始者で射水郡の稲垣示とともに、明治時代の県政会を二分していた二大政治家の一人。県会議員、県会議長、衆議院議員（当選4回）。礪波地方は、この指導者島田の影響で、改進黨の強固な地盤であったし、中越鉄道敷設当時は衆議院議員であったから、島田が発起人に入り、その中心人物となることの意味は大きかった。彼は明治28年4月25日、出町で創業総会において会長に就任している。

また彼は、富山県農工銀行の設立委員であり、頭取に就任（明治35年1月）し、在職中に死亡。『富山県政史』第4巻には、明治40年1月15日の島田の死亡にたいして、全く異例のことであるが、実に11頁におよぶ長文の経歴をのせている。このことからしても、彼の県政界に残した足跡の大きさがしる。島田は、大地主の出身ではなく、中農出身であったが、官界で名を挙げ、の

ち政界に投じた人であった。

出町近辺の発起人をみよう。

小幡直次。(東礪波郡出町(現礪波市))

小幡については、詳しいことはわからないが、『越中史料』巻4の22頁には、「明治5年、新川県より大蔵省御調理に付書上」の文書中の「米蔵之事」の項に礪波郡借蔵として、

「2777石余 杉本新町 小幡直次蔵」とあることからわかるように大地主。

また小幡は中越銀行の発起人でもあったし、明治29年8月～32年7月の県会議員。

安念次左エ門。(東礪波郡太田村(現礪波市))

安念は、県会議員、衆議院議員を歴任。改進黨であったが、大矢四郎兵衛とはライバルであった。

安念の明治時代の土地所有規模はわからないが、大正13年の例の調査では貸付耕地52町をもつ大地主であった。また大正14年の県多額納税者100名中の第100位であったし、昭和7年には第71位。

このように安念は、呉西地方有数の大地主で、県政界においても県会、衆議院の議員として活躍し、また中越鉄道の他にも中越銀行の発起人として名をつらねていた有力者であった。

藤井長太郎。(東礪波郡中野村(現礪波市))

明治27年7月～同年12月、28年1月～29年6月、県会議員。中越鉄道のみならず、中越銀行の発起人にも名をつらねている。土地所有規模は未詳であるが、県会議員をしているところからみて、相当の大地主であったと考えられる。

松島与信。(東礪波郡榊檀野村大字権正寺(現礪波市))

松島家は代々の村役人の家柄で、与信は慶応元年生れ。桑園を開き養蚕、植林、耕牛飼育等につくす。「出町―長沢―富山」間の道路改修に尽力。明治24年礪波水利土工会議員。28年、庄東織物合資会社社長。29年、中越銀行監査役。30年、高岡米穀取引所常務理事。

明治23年、村長。29年、東礪波郡会議員。同年、県会議員。明治36年、再度県会議員。(改進黨)また、福野農学校の創立者。

このように松島は、代々の村役人の家柄の出身の地主であり、政治、経済、社会の各方面にはな

ばなしい活躍をした有力者であった。

大矢四郎兵衛。既出。

福野町近辺の発起人についてはどうか。

山田正景。(東礪波郡福野町)

山田は代々、旧十村の家柄であり、明治時代に入ってから、酒造業を営み、また桑園を開き、養蚕に従事。

明治12年4月、第1回石川県会議員となり、途中で辞職。明治22年6月14日～24年2月27日、初代の福野町長。息子の正年は、明治44年9月～大正3年の県会議員。

大正14年の県多額納税者100名中の第41位。昭和7年の第32位。この県多額納税者表での山田の職業は酒造業となっている。

このように山田は、旧十村の家柄の地主であり、明治時代になってからは積極的に他産業(酒造業、養蚕業)に手をだし、酒造業者として成功し、また県会議員にも選出された有力者であった。

なお、福野町には、福野銀行、両礪銀行および田中銀行が設立されているが、これらの銀行の設立に山田の関係したことは十分に考えられるが、その点、未詳。

桂井他八郎。(東礪波郡福野町)

桂井は、「明治5年、新川県より大蔵省御調理に付書上」の文書中の「米蔵之事」の項に、礪波郡借蔵として

「2600石 福野町 桂井他八郎蔵」とあり、大地主であることがわかる。

なお、桂井は、明治24年から26年まで、山田正景について、第2代目の福野町長であり、明治25年7月～27年12月の県会議員。

西能源四郎。(東礪波郡広安村(現福野町))

明治19年9月～21年2月、21年3月～25年6月、29年8月～同年10月、いずれも県会議員。明治41年5月15日、衆議院議員(改進黨)。なお、西能は、明治33年に福野町で創立された両礪銀行の初代頭取であった。(『福野町史』399頁)

福光町近辺の発起人について。

松村和一郎。(西礪波郡福光町)

和一郎は、現衆議員議員松村謙三の父で、売薬と高利貸で産をなした中規模の地主。（飛見氏よりの聞取）

中村林造。（西礪波郡福光町）

『越中史料』巻4の506頁によれば、中村林造は、明治26年10月10日、産業に貢献したことによって、緑綬褒章をうけている。それは、中村が、養蚕、製糸の改良につくし、製糸会社を創立し、製糸器械を備付けて生産につとめ、横浜市場の好評をばくし、蚕糸業を富山県著名の物産としたからである。とされている。

なお、『富山県統計書』明治26年によれば、中村の製糸業の創業年月は明治8年7月となっており、資本金は45,110円、職工人員156人、蒸気機関数1、馬力数15となっている。つまり、中村は当時としては、最大規模の製糸工場を経営していたし、また当時の福光町における数多くの中小のマニユファクチャ製糸工場の経営主たちの代表者の一人であったと考えられる。数多くのマニユファクチャ経営主たちの代表者の一人として、中村林造が中越鉄道の発起人に名をつらねている点は、十分に注意されねばならない。

なお、中村の場合、そのマニユファクチャ経営の創業資金をどこからえたかは、未詳である。彼は、大井長平のごとく地主として他産業への進出としてマニユファクチャ経営にのりだしたのか、それとも商業活動によって資金をえたのか、または「下から」の生産者として零細企業から出発したのかは、興味ある問題だが、未詳。

『越中史料』巻4の137頁によれば、明治8年に福光町において製糸業の一社が創立されたが「営業2年、収支相償わず、会社解散せり、茲に於て中村林造独力この事業を継承し、中村製糸と称し、製糸の方法悉く最新式の方法を用い、尋で清光社、拡福社、盛社、有光社組織等の工場設立するに至りぬ」とある。なお、この137頁には、福光町における明治39年末の現況として、

生糸製造	{	戸数	256戸
		数量	7,650貫
		価格	497,250円

玉糸製造	{	戸数	15戸
		数量	350貫
		価格	8,750円

とでている。

佐々木権四郎。(西礪波郡吉江村荒木(現福光町))

佐々木については、くわしいことは未詳であるが、明治29年8月～29年9月に県会議員をしていることから、福光地方の有力者で、おそらく相当の地主であつたろう。

河合八十八。(西礪波郡石黒村=川合田村(現福野町))

河合の場合も、くわしいことは未詳であるが、明治27年7月～同年12月、28年1月～29年6月の二期連続県会議員をしていることから、福光地方の有力者で、おそらく相当の地主であつたろう。

城端町関係。

荒木文平。(東礪波郡城端町)

『城端町史』によれば、荒木家は善徳寺を福光から勧請した荒木大膳の後裔と伝えられる名門。荒木文平(9代目)は、嘉永2年3月15日に福光町の石崎平九郎の末子として生まれ、明治3年7月、荒木家へ入籍。7年7月、家督相続。町会議員に当選数回、地主総代、富山県農会名誉会員を歴任。明治26年12月6日、株式会社礪波銀行を創設、頭取に就任。29年、県会議員に当選、34年12月再選、県会副議長となる。家業は従来酒造業を廃して、米穀倉庫業を営む。

10代目文平は、明治元年4月8日、父文平(8代目)の2男として生まれ、明治7年文平(9代目)の養嗣子となり、明治44年8月、家督相続。26年、父と共に礪波銀行を創設し、45年1月9代目文平の死亡により、頭取に就任。大正8年12月、城端町長に就任。

『越中史料』巻4の23頁によれば、「明治5年、新川県より大蔵省御調理に付書上」の文書中の「米蔵之事」の中に、

「3,288石余 城端町 荒木文平蔵」とあり、大規模な米蔵をもっていたことがわかる。

このように、荒木文平は、城端町の名門の大地主であり、また米穀倉庫業を経営し、地方銀行を設立するなど他産業にも積極的に手をだした人であり、政界活動においても城端を代表する有力者であつた。

岡部長佐エ門。(東礪波郡城端町)

『城端町史』によれば、岡部は慶応3年10月2日、城端町西新田に誕生。素封家で米穀肥料商をいとなむ。明治25年、26才で城端町会議員に推された。

翌26年、当時の生絹問屋と仲買人のうちの青壮年層を説き、生絹組合を創立し、組合長となる。

その主たる業績の一つは、全町100戸の約9割を占めていた旧手織機（俗称チンカラ機）の機屋を組合の傘下に組織。明治39年、越後五泉より佐々木兼助を招いて技師とし、始めて城端羽二重の製織を開始奨励。42年、従来の生絹組合を城端織物組合に改組し、共同乾燥場を造って乾燥を統一し、責任量目を標記し取引の正確を期し、製品の価値を高め、京都市場で好評をえた。大正初年、手織機を電化し、動力織機に入れかえ、城端織物界に新紀元を画した。

明治31年1月、町長に推され、大正2年まで4期連続町長。明治40年9月より1期県会議員。

中越鉄道敷設の関係では、たんに発起人に名をつらねているのみならず、当初、福光より井波へ予定されていたのを福光より城端へと変更させるのに尽力したことが注目される。（『城端町史』P1,272～73）

以上のように、岡部長左門は、名門の出で地主であったのみならず、米穀肥料商をいとなみ、かつ城端織物界の指導者、組織者として大きな足跡を残した点は注意されねばならぬ。

井波、青島近辺の発起人。

大谷彦次郎。（東礪波郡井波町）

大谷は、明治23年の県多額納税者15名中の第8位を占めており、明治30年には第15位であった。このことからして、大谷は明治2、30年代には、県有数の高額所得者であることがわかる。なお、県多額納税者名簿には職業は商業とでている。

『越中史料』巻4の509～510頁には、大谷は明治31年5月26日に、産業に貢献した功績によって緑綬褒章をうけている。その時の主旨は、「つとに祖業を継承し、力を織造に致す。土産生絹の粗製に流れ、声価失墜するを憂い、同業者を奨励して製絹組合を設け、推されて組長となり、品質を改め販路を拡め、更に輸出羽二重織伝習所を創め-----井波羽二重の名漸く世に揚り、遠近模倣する者多し。-----」ということである。

また『富山県統計書』明治26年によれば、大谷の絹織物業の創業は明治21年7月となっており、資本金3500円、職工数は20人である。

このように、大谷彦次郎は、井波羽二重の有力なマニファクチャ+経営者であり、県有数の高額所得者であった。なお彼の土地所有関係は未詳である。

春田嘉一郎。（東礪波郡井波町）

『現今北国人物志』によれば、春田は慶応2年7月22日の誕生。明治17年、生糸製造所を設立し、製糸業を営み、また生糸仲買業にも従事。20年、富山県蚕糸組合礪波郡部議員および組合

本部評議員に当選。23年8月、庄川運漕会社副社長、27年取締役就任。28年、共済生命、大阪火災保険株式会社の代理店を営む。29年、県絹織物業組合西部（東西礪波郡一円）組長に当選。30年、製糸業を廃業。33年、県西部輸出絹織物同業組合長に当選、34年退職。

一方、明治25年4月、井波町会議員補欠一級選挙に当選。31年4月町会議員一級議員に当選。また大正12年9月～昭和2年9月の県会議員。

『富山県統計書』明治26年によれば、製糸業の創業年月は明治15年6月となっており、資本金9,000円、職工数60人、蒸気機関1で、馬力数は3馬力となっている。

このように、春田は明治26年の時点では、職工数60人、蒸気機関1をもつ製糸業のマニファクチャ工場の経営主であり、また蚕糸業組合礪波郡部議員、組合本部評議員等をしてきたことからみて、当時の井波町製糸業の代表者の1人と考えてさしつかえない。

なお春田の場合も、大谷と同様、その土地所有関係は未詳。

菊野久太郎。（東礪波郡松原上野村（現福野町））

菊野は、明治23年の県多額納税者15名中の第14位であった。この23年より39年まで、県多額納税者のうち大体第13、14位の位置を占めており、県内有数の高額所得者であることがわかる。この県多額納税者名簿での菊野の職業は農業となっており、大地主として巨大な地代収入をあげていたことがわかる。土地所有規模については、時代はくだるが、大正13年の例の調査では菊野のみ、105町歩となっており、呉西地方第8位の大地主である。

菊野は、この中越鉄道の発起人の他に中越銀行の発起人にもなっており、また高岡共立銀行、北陸人造肥料株式会社の各監査役をも歴任している。

岩倉与吉郎。（東礪波郡井波町）

岩倉について、詳しいことはわからないが、例の「明治5年、新川県より大蔵省御調理に付書上」の中の「米蔵之事」には、

「3049石 井波町 岩倉与吉郎蔵」とでており、巨大な米蔵をもつ地主であったと考えられる。

田上六太郎。（東礪波郡東山見村）

田上についても、詳しいことはわからないが、ただ第I編第2、3章ですでに述べたごとく、明治40年2月、野村島村の不在地主たちが、野村島村の小作人の分与米廃止を申入れた時の、不在

地主の一人として彼の名がでていることから、かなりの大地主であったとみられる。

野村辰太郎。

未詳であるが、野村安太郎というのが、大正8年9月～12年9月に、青島村からでて県会議員になっている。もし、この両者が近親者であるとすれば、野村辰太郎は青島の人ということになる。

大谷次郎作。

未詳であるが、大谷姓ということで、一応井波、青島近辺の関係に入れておく。

長谷川孫三。(東礪波郡山野村(現井波町))

それ以外は未詳。住所は中明宗平氏からの聞き取りによった。

以上で、中越鉄道発起人のうち、礪波関係の26名のうちの25名をみたわけであるが、礪波関係でなお残るのは、福岡町の高広次平のみである。他の25名は、すべて中越鉄道の高岡一城端間の駅のある町村、または沿線の町村と井波近辺の人たちであったが、高広のみは沿線から相当離れた福岡町の人である。

彼は、明治23年の県多額納税者15名中の番7位を占める県下有数の高額所得者であり、その職業は農業とでていることからみて、大地主であろう。彼は、この明治23年以来、大正、昭和を通じて、県下有数の高額所得者の位置を保持しており、たとえば明治36年には第2位、大正3年には第4位、昭和7年には第10位のごとくである。明治時代の土地所有規模は未詳であるが、例の大正13年の調査では165町の貸付耕地を有する、呉西地方第3位の巨大地主であった。

なお高広は、福岡同盟銀行の頭取であったし、高岡共立銀行の取締役、頭取、北陸人造肥料株式会社取締役等々の役職を歴任している。息子の高広次平は、昭和18年に県下の諸地方銀行が合併して、北陸銀行が創立された時に、高岡銀行(大正9年、高岡共立銀行と合併)の代表であり、北陸銀行創立当時の副頭取に就任している。このことからわかるごとく、福岡町の巨大地主、高広家は、県下の金融界においても代表的な有力者の位置を保持してきたのである。

政界では、高広次平は、明治33年6月2日、貴族院議員に当選している。

以上が、発起人の32名であるが、この明治26年9月の出町における協議会で、発起人の32名でもって、株数1920株、株金96,000円を引受け、残りの2,480株、株金124,000円

は一般に募集することになった。このことからして、発起人の32名は、単に形式的に発起人として名をつらねたのでないことがわかる。ついで、翌27年4月4日発起人会を開き、創立事務所を高岡市片原町におき、次の創立委員7名を選んだ。

正村義太郎 藤井能三 堀二作 島田孝之 大矢四郎兵衛 小幡直次 吉田茂勝
(なお、7月11日、高広次平を加えて、創立委員は8名となる。)

明治28年4月25日、出町において創業総会を開き、島田孝之を会長に推し、定款及創業費等を議定し、取締役7名、監査役2名を選挙した。(『開業20周年誌』)

取締役7名と監査役2名の氏名は『開業20周年誌』にはでていないが、中島氏の研究によれば次の人々であった。

取締役	大矢四郎兵衛	島田孝之
	矢後孫二	佐々木権四郎
	菅野伝右エ門	志摩長平
	正村平太郎	
監査役	安田善四郎	正村義太郎

この取締役の互選で、大矢は社長に就任した。

さて、上述のごとく、発起人の32名は、当時における礪波地方と高岡市、伏木港のそれぞれを代表するような有力者、著名人たちであった。このうち、礪波地方からでている26名は、そのほとんどが、各町村を代表する大地主たちであったし、また彼ら大地主の多くは産業開発に意欲的な開明的地主として、他産業(米穀・肥料商・酒造業・養蚕・製糸業・銀行業等)に積極的に乗りだしていた人たちであった。この発起人26名のうちの多くは、県政界の重要人物たちであり、県会議員に名をつらねるのは16名の多きをかぞえ、衆議院議員には4名、貴族院議員には1名が名をつらねる。いかに礪波地方の有力者たちが網羅的に集っていたかがわかるのである。

こうして、礪波地方の中央部平地地帯の有力町村の代表的大地主たちと、背後地帯である山寄り山ろくの有力町村の代表的なマニエファクチャ経営主たちが結集して、礪波地方を商業都市高岡と伏木港に結ぶために、発起人として参加したのである。つまり、礪波の米と米作のための魚肥、および生糸、絹織物等々を輸送するという点において、彼らは共通の利害関係に立っていたのである。

中越鉄道が実際に着工されるのは、明治29年6月からで、高岡、城端間の開通するのは、31年1月であり、また高岡、伏木間まで延長されたのは33年のことであった。この間に、工事着工直後の29年7月の大洪水をはじめ、幾多の困難に直面し、ついに社長の大矢が私財をなげうつこ

とになるのは、明治33年である。

この点について、中島氏の文章を引用しよう。

「中越鉄道は創設当初は、資本金35万円をもって着工せしも、城端線開通の頃には、すでに資本に不足を告げたのであった。されば30年、社債15万余円を起したが、更に31年上半年に資本不足となり、加うるに伏木線計画ありて、70万円に増資することとした。然る処、営業振わず、配当率低く、更に払込金延滞者続出し、加うるに伏木線の建設をみるや、またまた約20万円の不足をみるに至った。ここにおいて中越鉄道の名声振わず、株式は下落し、その停止するところを知らなかった。翁、痛く憂慮し、その暴落を防止せんとして盛んにその買収を試みたのである。然るに突如であった。債権者は支払を迫った。翁ここにおいて、諒々と自己の信念をのべ、中越線の将来は有望であり、更生の道、確然たるものありと説くも、遂に容るる所とならず。翁ここにおいて、万事運命と諦め、父祖伝来の田畑山林を売却して中越銀行その他と清算し、一切の関係を絶つに至ったのである。」

すでに、第3章第1節の分県当時の明治16、17年の礪波地方の県経済に占める位置づけを検討したことからもしれるごとく、この中越鉄道敷設の時期においても、礪波地方は、依然として農工業のいずれにおいても、県経済の先進地帯であった。(相対的には若干地位の低下のあったことは確かだが。)それ故にこそ、官線である北陸線の富山県への敷設に先きかけて、県下に唯一つ、この鉄道が敷設されたのであった。次節では、この中越鉄道敷設と相前後して、礪波地方の有力町村において続出した地方銀行の設立と地主層との関連を追求しよう。

2項 礪波地方における地方銀行の設立と地主層との関連

1項において、中越鉄道敷設の発起人32名の略歴を検討した際、礪波地方関係の26名のうち9名までが、明治27年創立の中越銀行の発起人であったことを知った。中越鉄道敷設の発案、計画から、着工・完成にいたる日清戦争前後の時期は、中越銀行のみならず、県下において、地方銀行があいついで設立された一時期であった。この地方銀行の設立期にあって、礪波地方は他の地方にくらべて、設立数が多く、その有力町村において地方銀行が続出した。

いま、明治30年12月31日現在における、富山県の地方銀行の一覧表を示めせば、第8表のごとくである。この第8表によれば、明治30年において、県下に32の地方銀行が営業しているが、このうち、30年前後より以前の時期に設立されているのは、富山市の第十二銀行、第四十七国立銀行、高岡市の高岡銀行、下新川郡の泊銀行、婦負郡の八尾銀行、東礪波郡の福野銀行、共通

合資会社、野村銀行、西礪波部の福岡同盟銀行の9行である。残りの23行、すなわち、32行のうち $\frac{2}{3}$ 以上は、日清戦争前後の時期において設立されているのであり、いかにこの時期が、地方銀行設立のブームの時期であったかがわかる。

さて、この時期以前に設立された9行のうち、すでに銀行としての形式、内容の整っていた富山市の第十二銀行、第四十七国立銀行と高岡市の高岡銀行の3行を別にすれば、他の6行の場合、『県統計書』にでている創立年月日というのが、どこまで正確であるか、また創立当時と明治30年12月31日現在の時点とでは、名称、組織が同一であったかどうかは、疑問である。その点で参考になるのは『北陸銀行20年史』にかかげられている「北陸銀行合併系統図」（8頁と9頁の間にはさまれた図表）である。

第3-8表 銀行一覽表 (明治30年12月31日現在)

名 称	本店所在地	創立年月	株 金
株式会社 第十二銀行	富山市袋町	明治10年 8月	2,000,000円
" 第四十七国立銀行	富山市中町	10年 8月	300,000
" 富山貯蓄銀行	富山市蛸町	25年10月	30,000
" 富山橋北銀行	富山市愛宕町	29年 2月	150,000
" 富山倉庫銀行	富山市殿町	26年 2月	100,000
" 密田銀行	富山市西町	29年 6月	70,000
" 高岡銀行	高岡市御馬出町	22年 4月	300,000
" 高岡共立銀行	高岡市守山町	28年12月	300,000
" 高岡貯蓄銀行	高岡市源平板屋町	28年10月	50,000
" 滑川銀行	中新川郡滑川町	26年 1月	100,000
" 新川銀行	中新川郡五百石町	28年12月	50,000
" 桜庄銀行	下新川郡三日市町	26年 5月	100,000
" 泊 銀行	下新川郡泊町	17年 2月	60,000
" 越中商業銀行	婦負郡八尾町	30年12月	200,000
" 八尾銀行	婦負郡八尾町	24年 4月	30,000
" 氷見貯蓄銀行	氷見郡氷見町	29年 8月	150,000
" 新湊銀行	射水郡新湊町	28年12月	200,000

名 称	本店所在地	創立年月	株 金
株式会社 礪波銀行	東礪波郡城端町	明治27年 1月	70,000円
" 中越銀行	東礪波郡出町	27年12月	300,000
" 福野銀行	東礪波郡福野町	13年12月	18,000
" 福岡同盟銀行	西礪波郡福岡町	23年 8月	100,000
勸農合資会社	東礪波郡野尻村	28年11月	2,500
共通合資会社	西礪波郡戸出町	16年11月	20,000
合名会社 野村銀行	東礪波郡城端町	20年12月	50,000
株式会社 魚津銀行	下新川郡魚津町	29年 7月	150,000
" 荻生銀行	下新川郡荻生村	29年 7月	30,000
" 黒東銀行	下新川郡泊町	29年 6月	50,000
" 伏木銀行	射水郡伏木町	29年 7月	105,000
" 水橋銀行	中新川郡水橋町	30年 5月	20,000
" 入善銀行	下新川郡入善町	30年 2月	70,000
" 五箇庄銀行	下新川郡五箇村	30年 8月	35,000
合資会社 鷹栖銀行	西礪波郡鷹栖村	30年11月	10,000

(『富山県統計書』明治30年より)

(注) 共通合資会社の本店所在地は、この『県統計書』30年では、本店所在地が東礪波郡庄下村(矢木村)となっていたが、『県統計書』34年~39年では東礪波郡油田村、40年以降では西礪波郡戸出町となっているから、ここでは戸出町としておいた。

なお、共通合資会社(共通銀行)の社長は油田村の桜井宗一郎、常務取締役は大井長平(吉住村=戸出町の隣村)であったから、本店所在地が庄下村というのは問題である。

以下、その点について検討しよう。

泊銀行は、『県統計書』では、創立月日は明治17年2月となっているが、「合併系統図」によれば、泊銀行と改称されるのが26年11月となっており、この泊銀行の前身である保久社の創立は17年2月となっているのである。すなわち、『県統計書』にでている泊銀行創立の明治17年2月というのは、「合併系統図」の場合の、泊銀行の前身、保久社の創立年月と一致しているから、『県統計書』にでている、泊銀行の創立年月日の明治17年2月というのは疑問である。

この泊銀行の創立年月については、同じく『県統計書』であっても、年次によって相違している。『県統計書』に泊銀行の名がはじめてみえるのは明治22年からであるが、この22年から25年までの『県統計書』では、その創立年月は22年4月となっているのに対して、26年からは、明治17年2月の創立となっている。この点からしても、『県統計書』にでていた創立年月は疑問である。したがって、明治17年2月の創立というのは、泊銀行の前身の保久社のことであり、その後、泊銀行と改称されたのであろう。（ただし、その改称の年次については、なお検討の余地がある。）

共通合資会社は、『県統計書』（30年）では、明治16年11月の創立となっているが、これも「合併系統図」では、共通株式会社は明治26年となっており、後、明治40年1月に共通銀行に改称されている。このように、共通合資会社の場合も両資料で創立年月が相違しているのであるが、『県統計書』の29年以前を調べてみると、共通合資会社の名がはじめて記載されているのは、29年においてであり、創立年月は16年12月となっている。このことは、かりに創立は明治16年に間違いなかったとしても、29年まではみるべき営業活動がなかったということかまたは、29年以前は、その前身としてのものにすぎなかったということであろう。どちらにしても、明治16年の創立ということには、あまり重要性がないということになる。本稿では、共通合資会社（または共通株式会社）として、形式、内実をととのえるのは、少なくとも「合併系統図」に創立年次とされている明治26年以降と考えたい。

明治13年12月創立となっている福野銀行については、どうか。『県統計書』において、福野銀行の名がでていたのは、明治28年から32年までであり、33年以降は名が消えている。この福野銀行については、『北陸銀行20年史』の331頁には、「博有社明治13年設立 後福野銀行となり、その後廃業」とでている。この叙述とてらしあわせると、『県統計書』にでていた福野銀行の創立の明治13年というのは、福野銀行そのものの創立年次ではなく、その前身としての博有社の創立の時であったことがわかる。博有社が、28年に福野銀行と改称されたから、『県統計書』の28年のところに、はじめてその名がでていたのであろう。次に福野銀行の名が『県統計書』から消える、ちょうどその明治33年から、その所在地であった福野町に両礪銀行が創立されているのである。それで、この両礪銀行と福野銀行との関係であるが、これを上に引用した『北陸銀行20年史』の叙述にしたがって、福野銀行は「その後廃業」したのか、あるいは、両礪銀行に引継がれたのかは、不明であるが、いまのところ福野銀行の名が『県統計書』から消えた、ちょうどその33年から、同じ福野町において両礪銀行の生まれていることを注目しておこう。

なお、『福野町史』によれば、両礪銀行の創立されたのは、明治33年となっており、その点、

上の叙述と一致しているが、福野銀行の廃業は「34年ごろ」となっており、両隣銀行の創立と一年ずれていることを附記しておく。（『福野町史』399頁）

明治20年12月創立と『県統計書』（30年）にでている合名会社野村銀行についてはどうか。「合併系統図」によれば、野村貯蓄銀行の創立は明治30年2月となっており、それ以前には野村銀行の名はでていない。その所在地は、東礪波郡城端町であるが、『城端町史』を調べると、城端町579番地の野村理兵衛が、明治30年に合名会社野村銀行を創立したとなっており、創立年次に関するかぎり、「合併系統図」と一致している。（『城端町史』1271頁）ところで、明治29年以前の『県統計書』で野村銀行のことがでているのは、明治29年においてはじめてである。したがって、野村銀行の創立は、ほぼ明治29年から30年とみて間違いなからう。

明治24年4月の創立となっている八尾銀行についてはどうか。『県統計書』では、明治24年から40年までに、八尾銀行の名はでており、とくに創立年次とされている明治24年の『県統計書』から、その名が記載されはじめている点からして、24年の創立というのは間違いなからう。八尾銀行が『県統計書』から名の消える41年以降については、『北陸銀行20年史』331頁には、次の叙述がある。「八尾銀行 明治24年設立 明治42年岩脇銀行と変更 大正13年両越銀行新立合併（昭和7年解散）」

福岡同盟銀行は、『県統計書』（30年）では、明治23年8月の創立となっているが、「合併系統図」では明治28年3月となっており、両年次はくいちがっている。ところが、同じく『県統計書』でも、28年にはその創立は28年3月となっており、しかも、この28年3月となっており、しかも、この28年の『県統計書』から、福岡同盟銀行の名がはじめて記載されるのである。以上の点からして、福岡同盟銀行の創立年月は28年3月としておく。

以上、明治30年前後の地方銀行統出期以前に創立をみたとされている9行（『県統計書』30年において）のうち、第十二銀行、第四十七国立銀行、高岡銀行の3行をのぞいた、他の6行の創立の時期を検討した。この6行のうち、八尾銀行の創立年次の明治24年というのは間違いはないが他の5行は、たとい10年代または20年代前半期において、すでに創立されていたとしても、それは、30年当時とは、名称、組織の異なったものであったし、また銀行として、まだ十分に基礎の固まっていなかったものといえる。

なお、「合併系統図」によれば、明治10年代において、泊銀行の前身、保久社の他にも、滑川銀行の前身として漸進社（15年3月創立）と広通銀行の前身として広通株式会社（14年9月創立）の名がでている。また、明治30年創立の鷹栖銀行についても、中島氏の研究（第2章第3章

参照)によれば、その前身として、村内金融機関であった分通社が明治15、16年ごろに創立されている。ところが、漸進社、広通株式会社および分通社については、『県統計書』には、何らでていない。したがって、少なくとも明治10年代については、『県統計書』の記録は十分に信頼しうるものとはいえない。

こうして、富山県において、明治30年前後の地方銀行続出期以前の、10年代または20年代前半期に創立され、その形式、内容ともに整い、銀行の名に値するものとしては、明治10年代には富山市の第十二銀行と第四十七国立銀行の2行のみであったし、それに22年に設立された高岡銀行を加えて、ただの3行にすぎなかった、といつて過言ではなからう。残りの諸銀行は、23年創立の福岡同盟銀行をおそらく唯一の例外として、その他は、すでに10年代または20年代前半期において、その前身として町村の金融機関程度のもは設立されていたとしても、まだ十分に銀行としての内実をとまなわなかったから、この30年前後の時期が、地方銀行設立のブームの時期であったといえよう。

次に、30年前後の時期における礪波地方の銀行創立の状況を、他地方との対比において検討しよう。

上述の明治30年の『県統計書』から引用した一覧表(第3-8表)によれば、礪波地方の銀行としては、次の8行がある。

1. 福野銀行(明治13年12月創立?)

両礪波銀行(明治33年1月創立)東礪波郡福野町、資本金18,000円

2. 共通合資会社(明治16年11月創立?) 共通株式会社(明治26年創立)西礪波郡戸出町、資本金20,000円

3. 野村銀行(明治20年12月創立?明治29年か30年)

東礪波郡城端町、資本金50,000円

4. 福岡同盟銀行(明治28年3月創立)

西礪波郡福岡町、資本金100,000円

5. 礪波銀行(明治27年1月創立)

東礪波郡城端町、資本金70,000円

6. 中越銀行(明治27年1月創立)

東礪波郡出町、資本金300,000円

7. 勸農合資会社(明治28年11月創立)

東礪波郡野尻村、資本金2,500円

8. 鷹栖銀行（明治30年11月創立）

西礪波郡鷹栖村、資本金1,000円

この東西両礪波郡の8行にたいして、他地方ではどうか。富山市、高岡市関係の銀行をのぞくと、下新川郡には、新潟県境から西の方に向って、泊銀行、黒東銀行、五箇庄銀行、入善銀行、荻生銀行、桜庄銀行、魚津銀行の7行がある。中新川郡には、滑川銀行、水橋銀行、新川銀行の3行がある。婦負郡では八尾銀行と越中商業銀行の2行がある。射水郡は新湊銀行と伏木銀行の2行があり、氷見郡は氷見銀行の1行にすぎない。

以上、富山市、高岡市をのぞいた、郡部をみると、下新川郡の7行というのは、礪波地方の8行とほぼ同数であるが、中新川郡の3行（滑川町、水橋町、五百石町）、婦負郡の2行（いずれも八尾町）、射水郡の2行（新湊町と伏木町）、氷見郡の1行に比較すると、礪波地方の8行と下新川郡の7行は数の多いことで目をひく。ところが、下新川郡の7行というのは、その数において、礪波地方の8行に匹敵するが、それら7行の地域的な散らばりぐあいをみると次のごとくである。新潟県境に近い泊町における、泊銀行と黒東銀行の2行と、入善町の入善銀行、および月山村における五箇庄銀行とをあわせて4行は、一つのまとまりのある泊、入善地域にあるとみてよい。ところが、三日市の桜庄銀行と、その隣村にある荻生銀行の2行は、泊、入善地域から相当に隔った地点にあり、またこの三日市地区と、これまた相当隔った魚津町に魚津銀行がある。こうみてくると、下新川郡の7行という場合、泊、入善地域の4行と、三日市地域の2行と、魚津町の1行と、3地域に分散して存在するのであり、下新川郡には、まとめて7行が存在していたのではない。この下新川郡の3地域への分散状態に比較すれば、東西両礪波郡の8行というのは、福岡銀行のみが、例外的にはずれた地点にあるが、他の7行は、中越鉄道の駅、または線路にそって、城端町に2行、福野町に1行、野尻村に1行、鷹栖村に1行、出町に1行、戸出町に1行と、带状につらなって存在している。つまり、礪波地方の場合は、他地方のように、特定の有力町、村に銀行が散在していて、それらが単に点として存在していたのとは異なって、いわば、中越鉄道に沿って、有力町村をベルトで結ぶ、そのベルトにそって、7銀行が30年前後に創立されたのである。これは、礪波地方は、他の地方と異なって、礪波中央部の平地地帯は地味豊かな穀倉として、有力な町村が多数存在したことと、当時、この平地地帯の後背地としての山寄り、または山ろく地帯に、生糸、絹、綿麻等の織物業の多数のマニファクチャ工場をもつ有力町村の経済力を基盤として、地方銀行が設立されたことによるのであろう。一方、同じ時期に、この豊かな穀倉としての中央、平地地帯と、

その背後地の山寄り、山際のマニユファクチャ町村を高岡、伏木に結ぶものとして、中越鉄道が敷設されたことはすでに述べたが、この中越鉄道の敷設と、一連の地方銀行の設立の時期と場所の、きわだった対応、一致に注目したいのである。

(注) 30年の時点では、礪波地方の銀行数は以上の8行であったが、その後数年間の推移は次の如くである。中越鉄道が城端—高岡・伏木間の工事を完了した翌年の34年には、30年の8行のうち、勸農合資会社、福野銀行の2行の名は消えている。このうち、勸農合資会社はすでに32年に名が消えており、それ以後『県統計書』に名がでていない。福野銀行は33年に名は消えているが、そのかわりに、同じ年に同じ福野町に両礪銀行(資本金20万円)が創立されていることはすでにのべた。34年に新たに名のでているのは、井波銀行(東礪波郡井波町、資本金5万円)、広通銀行(西礪波郡高波村北高木、資本金34,375円)、神沢銀行(東礪波郡出町、資本金2万5千円)と戸出貯金銀行(西礪波郡戸出町、資本金7万円)の4行である。こうして明治34年の時点では、名の消えた勸農合資会社、福野銀行の2行にたいして、5行(両礪銀行をも含めて)が加わり、明治30年の8行にたいして11行となる。これで、礪波地方の地方銀行はほぼでそろっているのである。

つぎに、これら礪波の地方銀行の創立と地主層との関係を検討しよう。

前掲第8表における、明治30年の礪波地方の8行のうち、創立の発起人、役員関係を知りうるのは、中越銀行、鷹栖銀行の2行にすぎない。中越銀行については、『中越銀行創立三十年誌』(大正14年1月刊)があり、鷹栖銀行については、『鷹栖村史』に該当する記事がある。

(注) 富山県の地方銀行の沿革史については、現に手に入るものは、『北陸銀行20年史』、『第十二銀行史』、『中越銀行創立三十年誌』、『神沢銀行沿革要史』、『45年誌・滑川銀行』、『水橋銀行45年有終誌』、『小杉銀行沿革誌』、『氷見銀行三十年誌』、『高岡共立銀行有終史』、『富山県農工銀行株主人名簿』がある。

中越銀行創立の発起人および役員。

明治27年7月9日、設立認可を申請し、9月18日に認可をえているが、発起人は次の18名である。

岡本八平	大矢四郎兵衛	矢後孫二	小幡直次	桜井宗一郎	大井長平
根尾宗四郎	松島与信	吉田仁平	土倉弥平	藤井長太郎	高広次平
島本正孝	安念次左エ門	上埜十右エ門			

加賀谷四郎三郎 菊野久太郎 北林九郎平

明治27年11月17日、創業総会を開き資本金20万円、株式4千株(1株50円)をきめ、役員は次のとおり。

取締役	岡本八平	桜井宗一郎	
	安念次左エ門	矢後孫二	
監査役	上埜十右エ門	小幡直次	松島与信

取締役の互選によって

頭取 岡本八平、 支配人 安念次左エ門

と決定。

中越銀行は、明治30年12月31日現在において、第8表のごとく、礪波地方で営業中の上述の8行のうち、その資本金は30万円(6千株)と、最大規模であり、第2位の福岡同盟銀行の資本金10万円、第3位の礪波銀行の7万円と比較して、断然大きな資本規模であったことがわかる。当時、富山県全体の32行のうち、最大の資本規模は、富山市の第十二銀行の200万円であるがこれを別格とすれば、それについて、第2位の資本規模は、中越銀行の30万円であり、30万円というのは、中越銀行の他には、富山市の第四十七国立銀行、高岡市の高岡銀行と高岡共立銀行の3行にすぎない。このように中越銀行は、当時、礪波地方第1の資本規模をほこる代表的銀行であったのみならず、全県下においても、第1級の資本規模の銀行であったし、富山・高岡両市の銀行と同格の資本規模をもつものは、郡部のうちではこの中越銀行のみであった。このことと、かつ、礪波地方に、中越銀行以下8行という数多くの地方銀行をもっていたということからしても、当時の礪波地方の、県経済、金融界に占める優越した位置づけを知ることができる。次に、中越銀行の本店所在地は、西礪波郡出町であるが、出町は地理的に、東西両礪波地方のほぼ中心に位置していることもあって、当時全礪波地方の中心地であったといつてさしつかえない。それ故にこそ、中越鉄道敷設を發議する最初の協議会も、出町において、両礪波、高岡、伏木の有力者が集って開催されたのであった。

これらのことから、当時の礪波地方の中心部の出町に本店をおく、中越銀行は、礪波の8銀行のうちの中心的、代表的銀行であったことがわかる。

この中越銀行創立の発起人18名のうち、すでに検討した中越鉄道敷設の発起人に名をつらねていたのは、次の9名である。

大矢四郎兵衛	矢後孫二	小幡直次	大井長平	松島与信	藤井長太郎
高広次平	安念次左エ門	菊野久太郎			

つまり、中越銀行創立の発起人18名のうち丁度半数が、中越鉄道の発起人に名をつらねていたのである。この9名のうち、出町および、その近辺の人は、小幡直次（出町）、大矢四郎兵衛（鷹栖村）、安念次左エ門（太田村）、藤井長太郎（中野村）、それに庄川をへだてた庄東地域の松島与信（権正寺）の5名である。戸出町近辺では、大井長平（吉住村）と矢後孫二（横越村）の2名がある。以上7名は、出町と戸出町を中心とし、この両町の周辺の部落からでている、代表的大地主・有力者たちである。以上7名の他に菊野久太郎と高広次平は、両町から相当隔った地点の人である。すなわち、菊野は出町よりもむしろ井波町に近い松原上野の巨大地主であり、高広次平は、出町はもとより、戸出町からも相当に隔った福岡町の巨大地主である。

つぎに、中越銀行の発起人18名のうち、のこる9名の主だった人たちを検討しよう。

岡本八平。五鹿屋村＝五郎丸村

五郎丸村は、出町の近辺にある部落で、岡本八平はその巨大地主である。彼については、すでに第Ⅰ編第2章第3節で関説した。岡本は、明治40年4月、隣村の野村島村の不在地主として、他の不在地主の田上六太郎（東山見村）、宇野直次（井波町）らとともに、野村島村の分与米廃止を申入れた当事者であった。明治40年当時、岡本は、86.7町所有の巨大地主であった（農政調査会「富山県礪波地方における慣行小作権の構成と農地改革」33頁参照）。大正13年の調査では59町の貸付地を有する、呉西地方第16番目の大地主であった。

岡本は、県多額納税者として、明治37年には第15位、明治44年にも15位に位置していた。なお、岡本の矢との関係では、明治16年6月に、礪波郡連合町村会議員選挙で、両者が対立し、大矢が当選したことが、中島氏の研究にでている。

また岡本は、明治33年11月の県会議員の補選で当選して、36年9月まで、県会議員であった。

桜井宗一郎。東礪波郡油田村

大井長平の実兄であり、油田村の大地主。明治12年2月、礪波郡油田村大字三郎丸村外20ヶ村の戸長に就任、13年3月辞任。17年7月、三郎丸村外23ヶ村戸長に就任、19年辞任。20年以降、礪波義倉会議員、郡会大地主義員等を歴任。中越銀行の取締役の他に、共通銀行社長、出町倉庫株式会社、戸出貯金銀行の各取締役および高岡共立銀行、高岡米穀取引所の監査役を歴任。

土地所有規模は、明治時代は未詳であるが、大正13年の調査では、72町歩で、呉西地方第11番目の大地主であった。

また、県多額納税者としては、明治36年に、第13位、大正14年には第29位を占めている。

根尾宗四郎、東礪波郡庄下村＝矢木村

矢木村の大地主で、明治時代の土地所有規模は未詳であるが、大正13年の調査では、102町歩の貸付地を有する呉西地方第9位の巨大地主である。

中越銀行の発起人の他に、出町倉庫株式会社取締役を歴任している。

政界では、明治36年9月に東礪波郡会議員となり、10月には郡会議長に当選。また明治40年9月～44年9月の県会議員である。

県多額納税者としては、明治37年の第11位、明治39年の第13位で、県有数の多額所得者であった。

吉田仁平。西礪波郡戸出町

『戸出資料』によれば、吉田家は、元禄年間より、庄下郷秋元村にあって、麻布製造に従事し、昭和年間に戸出村へ移住して事業を拡張したことがでている。(315頁)この『戸出資料』の叙述からおして、吉田家はもともと大地主ではなく、麻布製造の生産者また麻商人として産をなし、次第に土地集積をしたものであろう。吉田の明治時代の土地所有規模は未詳であるが、大正13年の調査では、55町歩貸付の大地主。

中越銀行の発起人の他に、戸出貯金銀行の頭取、戸出物産株式会社社長(綿織物生産)、製絹合資会社および高岡共立銀行の各役員をしている。つまり、吉田仁平は、同じく大地主の大井長平、桜井宗一郎とともに、戸出、出町の地域において、他産業に積極的に手を出した顕著な例といえる。

なお、戸出町にある製絹合資会社は、『県統計書』明治34年によれば、創立は明治31年9月であり、絹羽二重を生産し、雇用人員は、14才以上では、職工として男子5名と女子30名、徒弟として、男子2名、女子4名を雇用し、また14才未満では職工として女子5名、徒弟として男子6名、女子20名を雇用している、当時としては相当大規模なマニユファクチャであった。また戸出物産株式会社は、明治29年10月創立で、14才以上の職工は男子5名、女子15名、14才未満では女子15名を雇用する工場であった。

加賀谷四郎三郎。西礪波郡植生村

加賀谷については、くわしいことは未詳であるが、大地主であることは、大正13年の調査で、貸付地60町歩をもち、呉西地方で第15位であることからわかる。なお、加賀屋の住所の植生村は、出町、戸出町からはるかに離れた場所にあり、石動町の隣村であることに注目したい。

以上のほかの土倉弥平、島本正孝、上埜十右エ門、北村九郎平については不明である。

以上、明治27年の中越銀行創立の発起人18名のうち、略歴のわかる14名を検討した。この14名のうち、中越鉄道の発起人に入っていた9名はもちろんのこと、それに名をつらねていなかった、岡本八平、桜井宗一郎、根尾宗四郎、吉田仁平、加賀屋四郎三郎の5名も、当時の礪波地方の代表的大地主であり、有力者であったことがわかる。大地主という点については、時期は大分くだるが、大正13年の調査において、全呉西地方の50町歩以上地主24名のうちには、この中越銀行の発起人に名をつらねている人たちが大きな比率をしめている。すなわち、呉西地方の50町歩以上の大地主24名のうち、前節の高岡商人＝地主のところでも述べた、金田眉丈以下の高岡関係の9名をのぞいた、残りの15名のうちでは、中越銀行発起人から8名が入っているのである。次にその氏名と土地所有規模をかかげよう。

高広次平	西礪波郡福岡町	165町
菊野ふみ	東礪波郡山野村(松原上野)	105町
根尾宗四郎	東礪波郡庄下村字矢木村	102町
桜井宗一郎	東礪波郡油田村	72町
加賀谷四郎	西礪波郡埴生村	60町
岡本八平	東礪波郡五鹿谷村(五郎丸村)	59町
吉田仁平	西礪波郡戸出町	55町
安念次郎左エ門	東礪波郡太田村	52町

次に注意すべき点は、発起人18名のうちの、上に検討した14名の住所であるが、その大部分は出町、戸出町を中心として、その近辺の人たちであった。しかし、その中には、福岡町の高広次平、石動町に近い埴生村の加賀谷四郎三郎、庄川町にちかい松原上野の菊野久太郎の3名が入っていることからして、本店の所在地が出町にあった中越銀行は、地理的、地域的に礪波中心部に位置していたとともに、発起人は全礪波的な規模であつまっていたといえる。もちろん、これを中越鉄道の発起人のうち礪波関係26名の地域的分布状態に比較すれば、中越銀行の場合は井波、城端、福光、福野の各町から発起人が入っていないのであるから、その地域的ひろがりにおいて、劣ることはたしかである。しかし礪波地方で、地方銀行がこの時点でたゞ一つの中越銀行だけが創立されたのではないから、それは当然のことである。むしろわれわれは、この時期に他にも多くの地方銀行が設立されたにもかかわらず、この中越銀行に全礪波的規模で、大地主、有力者が結集していることに注目したい。

いま一つ注意すべきことは、これら発起人のうちには、中越鉄道のみならず、広く他の銀行、企

業に関係していた人の多いことである。福岡町の高広次平は、福岡同盟銀行の創立者の一人であり、ずっと頭取をつとめていた。桜井宗一郎と大井長平は共通銀行の創立者、桜井、大井、吉田仁平は戸出貯金銀行の役員、また大井と吉田はそれぞれ当時としては大規模なマニユファクチャの経営主であった。大矢四郎兵衛は鷹栖銀行の創立者の一人であった。なお、高広次平をはじめとして吉田仁平、桜井宗一郎、菊野久太郎は、たんに礪波地方において広く他銀行、他企業に関係していたのみならず、明治28年創立の高岡共通銀行に重要な役員として入っていた。かくして彼らは、礪波地方と高岡市を含めての全呉西地方での経済、金融界での代表的有力者であった。

鷹栖銀行について。

『鷹栖村史』によれば、「明治30年日清戦争後の好景気に伴って、村内有志相計り銀行業の開始をなすことに決し、大蔵大臣の免許を得て発起人は左の20名が名をつらね、各人金500円宛を出資して金一万円の資本をもって合資会社鷹栖銀行が発足した。」(90頁)とある。

この発起人20名の名をあげる前に、鷹栖銀行の前身として村内金融のために明治15、16年ごろに創立された分通社の関係者についてふれておこう。分通社は、中島氏の研究によれば、大矢四郎兵衛の主唱により、資本金5千円で創立されたが、銀行条例の公布施行により解散した。その記念として石燈籠一基を征清記念碑前に建立しそのそばの石に加入者の氏名がとどめられている。氏名は次のとおりである。

大矢四郎兵衛	大谷三郎	渡辺栄次郎	四谷与平	吉田七次郎
多田茂三郎	中西甚太郎	中谷壮平	瘡師嘉作	

以上の9名のうちの大部分はすでに第I編第1章において検討した人たちであり、鷹栖村の代表的な大地主、有力者たちであった。すなわち、明治8年の土地所有規模でいえば、大矢は24.8町、吉田は11.6町、中西は13町、瘡師は5.4町、渡辺は5町、多田は4.7町、四谷は4.8町であり彼らは鷹栖村の上位土地所有者の大部分であった。(第I編第1章第1節の第1表参照)また、中谷は、13年1月～17年6月の公選の戸長であった。

(大谷三郎は未詳)

次に、明治30年創立の鷹栖銀行の発起人をみよう。

島田寿吉郎	大矢四郎兵衛	四谷儀平	四谷与平	原田与吉
多田茂三郎	砂田三太郎	砂田善蔵	吉田七次郎	今井信平
卜田豊太郎	原田八百蔵	山本宗太郎	池田勘左エ門	瘡師孫太郎

中明文平 田中次平 小倉金右エ門 小倉政五郎 林卯三郎

この20名は当時における村内の有力者、上位土地所有者たちを網羅的に集めた顔ぶれであった。
(第1表参照)

中越銀行、鷹栖銀行以外では、福岡同盟銀行、共通合名会社(共通銀行)、戸出貯金銀行の役員についてはすでに若干ふれた。その他では、城端町の野村銀行と礪波銀行については、前者は野村理丘衛が明治30年に創立した銀行であり、野村家は先代が呉服商を営み、美濃綿を取扱って産をなした家である(『町史』1271頁)。礪波銀行は中越鉄道の発起人の一人であった大地主、荒木文平が創立者でかつ、頭取であった。

(注) 神沢銀行は、『神沢銀行沿革要史』によれば、明治31年9月1日、神沢まつ個人の銀行(資本金2万5千円)として創立されたものである。神沢まつについてはくわしいことはわからないが、呉服商であった。土地所有関係は未詳。

これを要するに、明治30年当時の礪波地方のこれら地方銀行の創立にあたっては、大地主たちが決定的な役割をはたしたといえるし、しかも彼らの多くは中越鉄道敷設の発起人であった。こうして彼らは政治的、経済的、社会的にも代表的な有力者たちであったといえる。

第4節 要約と展望

2章では、戦前における礪波地方の鷹栖村と射水郡の大島村の両村における地主層と他産業との関連を検討した。鷹栖村では、すでに早く日清戦争前後以来、大地主たちは積極的に他産業に手をだしていたのに対して、大島村では、昭和10年ごろまでは、特殊な例外をのぞいては、地主で他産業に手をだしたのは絶無といってよかった。鷹栖村の場合は、明治31年の永小作権の確立によって、小作側の耕作権が安定・確立し、したがって地主側からの収奪の強化や、小作地の売逃げは困難になったことが、地主層の他産業への進出の根本的な理由の一つであった。しかし、この地主層の他産業への進出は、永小作権の確立を根拠とし、前提としてのことには間違いなかったが、たんにそのみの理由によるものではなかった。

鷹栖村を包含する礪波地方においては、その中央平坦部は、富山平野の穀倉として農業生産力が高かったことと、この中央平坦部の背後地帯である山寄り、山際には、生糸、絹織物を中心とする織物業の数多くのマニファクチャ工場をもつ一連の町存が存在していたことから、この平坦部

と背後地帯の両者をつうじて、一つの礪波経済圏ともいべき広汎な社会的分業が展開されていた。この社会的分業の展開、したがって商品生産、商品流通の進展に媒介されて、一般に礪波の農村での消費生活は豊富多様化し、家族家計費、交際費（冠婚葬祭）が上昇した。それ故に鷹栖村にみられたごとく、そこでは、大島村の場合よりも、地主の地代水準（取分）は高かったにもかかわらず、費用倒れのケースが多かった。地主層は、この家計費膨脹に対処するために、収入増大の必要に迫られたのであるが、その際、永子作権の強固な枠の故に、小作側へのしわよせによる収入増大の途は困難であった。このことが、地主たちをして、積極的に他産業へ進出させた理由であったと考えられる。それにたいして、大島村の場合は、湿田地帯で反当収量が低くかった。そのみならず、大島村は地理的に高岡市と小杉町の丁度中間に位置していたが、高岡と小杉を含めた意味での経済圏の確立、したがって社会的分業の展開になされるにはいたらなかった。もっとも、売薬の元締と帯子という関係では、大島村は高岡市と小杉町とによって支配される関係にあったことは疑いないが、一般的にいて、大島村は両者から分離、孤立した、いわば一つの“島”と考えられる状態にとどまって、商品経済の展開はなお十分ではなかった。このことが、その地主たちの他産業への進出のみられなかった理由であろう。

かくして、両村における、地主層と他産業との関連における相違は、あきらかにそれぞれの経済の発展段階の相違に対応していたものといえるのである。しかし、この発展段階の相違にもかかわらず、両村の最大の、おそらくは唯一のとも称しうる農産物である米と、また米作のための魚肥との価格決定と売買においては、商業都市、高岡の米穀・肥料の取引所によって、両村は高岡商人たちによって掌握されていたのであり、その点では共通であった。

第3章においては、明治時代における礪波地方と県経済に占める位置と、礪波地方と高岡市との関係を検討した。

礪波地方は、富山県が石川県から分県した明治16年から、ほぼ明治20年代をつうじて、農、工業のいずれにおいても、県の最先進地帯として、県経済に圧倒的比重を占めていた。この先進地帯の礪波地方を、県の商業界の中心地の高岡市および伏木港に結びつけるものとして、中越鉄道が敷設されたのであった。中越鉄道敷設の発起人として参加した32名は、当時の礪波地方と高岡市伏木港のそれぞれを代表するような大地主、大商人たちであった。このうち、礪波地方から名をつらねている26名の発起人たちにおいて、当時における大地主たちの他産業への進出の典型的事例をみるのである。（もちろん、26名のうちには、大地主のみならず、山際地帯の一連の有力町村からは、代表的なマニユファクチャ主たちの入っていたことは、すでに検討した。）しかも、彼ら

大地主たちは、鉄道敷設のみならず、他の諸産業へも積極的に乗りだした開明的な地主たちであった。

中越鉄道敷設の明治30年前後は、丁度、富山県において、数多くの地方銀行の続出した時期でもあった。とくに礪波地方では、他地方よりも、はるかに多くの地方銀行が有力町村において軒並に創立された。これら地方銀行創立の発起人たちも、その多くは、それら町村の代表的な大地主たちであった。とくに、礪波地方最大の資本規模をもって、地理的に礪波のほぼ中心地である出町に設立された中越銀行の発起人18名のうち、半数の9名までが、中越鉄道の発起人26名のうちに入っていた大地主たちであった。この9名を含めて、中越銀行の発起人の大部分は、中越鉄道と中越銀行のみならず、他の諸産業、企業にも積極的に手をだした人たちであった。

さて、中越鉄道敷設の礪波側からの発起人のほとんどが、他産業に手をだした大地主たちであったが、高岡市、伏木港から参加していた人たちも、それぞれを代表するような大商人、大地主、有力者たちであったことは、すでにのべた。

つまり、中越鉄道の敷設ということは、当時の県経済の農、工業の両面にわたる先進地帯であった礪波地方を、県商業界の中心地の高岡市と県随一の良港、伏木港に結ぶものであり、そのためにそれぞれの代表的な大地主、大商人、マニユファクチャ経営主たちが発起人として結集したのであった。換言すれば、それは、明治16年の分県以来、米穀肥料等の取引所をつうじて、県商業界と掌握していた高岡市を中心として、その背後地帯であり、米と織物の県最大の生産地帯である礪波地方と、また高岡市の玄関口としての県随一の伏木港を、中越鉄道によって、より完全に結ぶことであって、それは、礪波＝高岡・伏木地域の県経済における先進性、優越性を示すものであった。

このように、中越鉄道の敷設が、礪波地方の県経済における先進性・優越性の結果であったが、この鉄道敷設の時期が、この地方の県経済における地位の低下のはじまる時期でもあった。つまり日清戦争後の産業革命のこの時期は、県経済における主導力の交替のはじまる時期でもあったわけである。

それを示すのは、次の2点である。

第1点。富山県分県の明治16年から、ほぼ20年をつうじて、農、工業の両面にわたって、礪波地方が県の最先進地帯であったが、大体30年ごろから、その地位の相対的低下がはじまるのである。

まず農業生産をみよう。

明治16、7年の時点で、礪波地方は県農業の死命を制する米作において、県下で圧倒的比重を

占めていたことは、すでに述べた。すなわち、礪波地方は、耕作反別において、県下の3割足らずの割合にもかかわらず、収穫量においては4割を占めていた。それにたいして、新川・婦負・射水の各郡は、収穫量においても反当収量においても、格段に低い水準であった。ところが、礪波地方のこの圧倒的優位は、すでに20年末から大きな低下をはじめた。たとえば、明治31年には、(30年は、ウンカの発生で例外的な凶作の年であったから、除外する)、礪波地方は、東西礪波を併わせて計算すれば、耕作反別は、県全体の3割前後(29.2%)と、明治17年当時とかわっていないが、収穫量の占める比率は、大きく低下して、3割を若干上回る水準(33.2%)にすぎなくなっている。それにたいして、新川地方は、上、中、下の三郡をあわせた計算では、耕作反別の比率の4割あまり(42.2%)にたいして、収穫量の割合も4割ちかく(38.2%)になっているのである。つまり、礪波と新川の両地方は、明治17年当時に比較すれば、いずれも反当収量の順当な上昇をみせているのであるが、その中において、新川地方の方がはるかに顕著であり、その結果として、両者の反収においては、なお礪波の優位は間違いないが、格差はいちじるしく縮小しているのである。(明治17年、礪波地方1.83石/反、新川地方0.915石/反、明治31年、礪波地方2.18石/反、新川地方1.76石/反。)

こうして、米作における礪波地方の地位の相対的低下は歴然としている。

つぎに工業生産については、どうか。

明治17年当時の主要工業生産物としてのセニ製品においては、礪波地方以外では、魚津近辺の白木綿と婦負郡八尾町の生糸、羽二重とを特殊な例外として、織物業全体をとってみれば、福光をはじめとする井波、城端、福野の各町における生糸、絹、綿、麻織物の生産において、礪波地方は県下できわだった優位をしめていた。ところが、中越鉄道敷設後の明治34.5年の時点では、すでに絹織物において、中新川郡が顕著な進出をしめて、礪波地方を抜いているのである。もちろん、織物業全体とすれば、なお礪波地方の優位は争えないところであるが、当時の最重要な織物である絹織物では、かつての後進地帯の中新川郡にあって五百石町、上市町等において、日清戦争後の時点で多くのマニファクチャ工場の簇生したことは注目されねばならぬ。しかも重要なことは、中新川郡の絹織物業界が単にその数量、価額において礪波地方を抜いたにとどまらず、工場の機械設備において県下随一の力織機数を誇っていることである。(若干時期がおくれるが、明治41年の『県統計書』によれば、力織機数は、第2位の西礪波郡の127台にたいして、中新川郡は、140台で最大の台数をしめし、その他では射水郡の86台、富山市の30台、上新川郡の20台、婦負郡の14台の順になっている。)

なお中新川郡において、五百石町、上市町を中心として絹織物業のマニファクチャ工場の簇生

のはじまったのと、ほぼ同じ時期である明治28年12月には、その五百石町において新川銀行が創立されている。この創立と、マニユファクチャ工場の急激な簇生とは、恐らく密接な関連があったことであろう。それはとも角として、中越鉄道敷設後の明治34、5年の時点で絹織物業において、礪波地方の優位のくずれたことは重要である。

こうして、農業においても、工業においても、礪波地方の県経済における圧倒的優位の時代が去りつつあることがわかるのである。

第二にあぐべきは、つぎの点である。

呉西地方において中越鉄道敷設の着工、完成をみる、丁度その同じ時期に、富山市では有力者たちが結集して、新産業である電気産業の基礎をすえたことである。

すなわち、明治29年7月2日に富山電燈株式会社の設立願書が提出され、30年11月23日には富山市において創立総会がもたれ、32年4月25日には開業をみているのである。富山電燈の設立願書の提出した29年は、丁度、中越鉄道の着工された年であり、開業の年の1年前の31年には、中越鉄道は城端・高岡間が開通し、経営されているのである。つまり呉西地方では、礪波地方をはじめ高岡市、伏木港の有力者たちが死力をつくして中越鉄道の敷設に打込んでいたその時期に、富山市の有力者たちは、その後の富山県経済の基軸になった新産業の電気産業の基礎をすえるために力を結集していたのであった。その中心人物は、30年11月23日の創立総会で社長に就任した金岡又左エ門であった。

富山電燈は、明治32年4月25日の開業の直後の8月11日に、富山市の大火にあつて本社建物と諸設備を焼失するという一大打撃をうけ、これを契機として翌33年には、資本金を10万円から6万円に縮小するにいたる。しかし、この障害をのりこえて、明治36年には営業成績がすこぶる上つて、1割7分の高配当をするまでになり、資本金も6万円から9万円へと増額するのである。この明治36年という年は、金岡と同じく改進黨の代議士として、ともに国会で活躍していた礪波地方の大矢四郎兵衛は、中越鉄道敷設事業で失敗・没落して、北海道岩内郡に移住した年であり、この両者の36年における相違が、礪波地方と富山市の県経済における位置を象徴的にしめしているともいえよう。富山電燈は、さらに日露戦争後の明治41年には、資本金を9万円から一挙に60万円に増額して、その名称も富山電気株式会社と改称し、ここにその基礎は固るのである。

一方、高岡市においては、富山市にややおくれ、富山電燈株式会社の開業した翌年の明治33年5月に高岡紡績株式会社が、兼営事業として電燈供給事業に手をだすが、同年6月の高岡市の大火で、この計画は失敗する。高岡電燈株式会社が、高岡紡績より経営権を譲渡されて独自に設立されたのは、明治36年であり、この会社の社長になったのは、高岡市の代表的商人であり地主であ

る菅野伝右エ門 2 代目)であった。ところが、この高岡電燈は、富山電燈に比して、資本規模においても工場設備においても格断に劣ったことは否定できない。かくして電気産業においては、その本拠は富山電気株式会社ということであった。

以上みたごとく、ほぼ中越鉄道敷設後の時期を境として、富山県経済の重心は次第に呉西地方から呉東地方へ、高岡市中心から富山市の方へと移動しはじめるとみてよいのではないか。この富山市は、電気産業の本拠地として、かつその背後の工場地帯として絹織物業の五百石町、上市町等をもち、県経済の中心としての位置を確保する方向に向うのである。しかし、それらの点の立入った分析は本稿の範囲をこえるものである。

参 考 文 献

資料

鷹栖村文書。とくに

『村会議決書』明治24年～昭和18年

『村会決算書』明治22年～昭和13年

『萬延元年、慶応元年改、明治8年改役高帳』中谷壮平(村長)調書「明治25年、畔割改正根帳」

大島村文書。とくに

『村会議決書』大正2年～昭和19年

『地租名寄帳』昭和6年～昭和20年

射水郡役所調「明治21年所得金高下調」

(飛見丈繁氏所蔵)

『富山県統計書』明治17年～明治41年

著 書

郷土史関係

『鷹栖村史』(昭和37年刊)

『大島村史』(昭和38年刊)

- 『富山県政史』とくに第2巻(昭和12年刊)第4巻(昭和16年刊)
- 『越中史料』巻4(明治42年刊)
- 『高岡史料』巻4(明治42年刊)
- 『戸出史料』(大正8年刊)
- 『野尻村史料』(昭和4年刊)
- 『四方町沿革誌』(大正8年刊)
- 『富山市史』第一(昭和35年刊)第二巻(昭和35年刊)
- 『高岡市史』中(昭和38年刊)
- 『高岡史話』上巻(昭和39年刊)
- 『城端町史』(昭和34年刊)
- 『小杉町史』(昭和34年刊)
- 『福野町史』(明治39年刊)
- 高桑致芳『富山高岡沿革史』(明治28年刊)
- 飛見丈繁『富山県郷土史年表第八編(明治、大正、昭和時代)』(昭和27年刊)
- 京谷準一『伏木史料総覧』(昭和22年刊)

産業関係

- 『中越鉄道開業20周年史』(大正14年1月刊)
- 『北陸人造肥料株式会社沿革史』(昭和6年刊)
- 正治清英『北陸電気産業開発史』(昭和33年刊)
- 『佐藤工業株式会社百年の歩み』(不明)
- 『第十二銀行50年略史』(昭和8年刊)
- 『第十二銀行史』(昭和19年刊)
- 『中越銀行創立30年史』(大正14年刊)
- 『高岡共立銀行有終史』(昭和3年刊)
- 『滑川銀行45年誌』(昭和12年刊)
- 『水橋銀行45年有終史』(昭和16年刊)
- 『富山農工銀行設立趣意書』(明治30年刊)
- 『小杉銀行沿革史』(明治11年刊)

『氷見銀行30年誌』(昭和2年刊)
『神沢銀行沿革史』(昭和15年発刊)
『北陸銀行20年史』(昭和39年刊)
桂正直『越中名士伝』(明治25年刊)
『現今北国人物志』(明治36年刊)
『金岡又左エ門翁』(昭和5年刊)
『堀二作翁伝』(昭和15年刊)
『上埜安太郎翁』(昭和10年刊)
中島桃太郎未完稿「大矢四郎兵衛研究」

(昭和12.13年ごろ)

飛見丈繁『高岡の町役人』(昭和34年刊)
飛見丈繁『越中の十村』(昭和32年刊)
米沢元健『加賀藩の十村』(昭和31年刊)
向井梅次『越中米の配給』(昭和15年刊)

調 査 報 告

農政調査会『富山県礪波地方における慣行小作権の構成と農地改革』
大阪市大文学部『礪波散村の研究』

研 究 論 文

城宝正治「北陸行政圏の改変とその沿革地図」(『富大経済論集』第四卷第二号)
植村元覚「北陸における国立銀行経営の歴史地理的研究(その1)」(『富山県地学地理学研究
論集』第4集 1964年)

古岡英明「明治初年の海運と藤井能三」

「明治中期以前の伏木港荷役量の変遷」

(『越中史壇』 4号、10号)

北村吉弘「中越鉄道創業史」「ある紡績工場の創業」

(『越中史壇』10号、13号)

資料 I 明治時代の国会議員選挙

第1回 貴族院議員互選 (M 2 3. 6. 1 0)

馬場道久 (自由)

第1回 衆議院議員選挙 M 2 3. 7

第1区 (富山市、上新川郡 婦負郡)

Ⓐ 関野善次郎 (改進黨) 落 重松覚平 (大同派)

Ⓑ 磯部四郎 (大同派) 落 小林一生 (愛国公党)

└ 辞職 2 3. 1 1. 1 8 補選

Ⓒ 石坂専之介 (立憲自由党) 落 重松覚平 (大同派)

第2区 (下新川郡)

Ⓐ 田村惟昌 (改進黨) 落 片山修造 (大同派)

” 伊東祐寛 (”)

第3区 (高岡市、射水郡)

Ⓐ 南磯一郎 (大同派) 落 大橋十右エ門 (改進黨)

第4区 (礪波郡)

Ⓐ 島田孝之 (改進黨) 落 武部尙志 (大同派)

臨時総選挙 M 2 5. 2. 1 5

第1区 Ⓐ 岩城隆常 (北陸自由党) 落 関野善次郎 (改進黨)

Ⓑ 原弘三 (吏党、婦負郡長) 落 菅原滋治 (自由党)

第2区 Ⓐ 谷順平 (北陸自由党) 落 田村惟昌 (改進黨)

第3区 Ⓐ 稲垣示 (北陸自由党) 落 本林篤 (改進黨)

第4区 Ⓐ 武部其文 (北陸自由党) 落 島田孝之 (改進黨)

└ 後裁判の結果、島田の勝訴となる

第3回 総選挙 M 2 7. 3. 1

第1区 Ⓐ 関野善次郎 (改進黨) 落 重松覚平 (自由党)

Ⓑ 原弘三 (国民協会) 落 神保東作 (自由党)

第2区 (当) 野村修造(改進黨) 落 伊東祐寛(自由党)
 第3区 (当) 稻垣 示(自由党) 落 岩間覚平(自由党)
 第4区 (当) 島田孝之(改進黨) 落 武部其文(自由党)

第4回 総選挙 M 27. 9. 1

第1区 (当) 金岡 又左工門(改進黨無所属) 落 重松覚平(自由党)
 (当) 内山正治(改進黨無所属) 落 神保東作(自由党)
 第2区 (当) 漆間民夫(改進黨)
 第3区 (当) 南島間作(自由系無所属)
 第4区 (当) 島田孝之(改進黨) 落 武部其文(自由党)

貴族院議員互選 M 30. 6. 10

(当) 菅野 伝右工門(自由派)

第5回 総選挙 M 31. 3. 15

第1区 (当) 内山松世(進歩) 次 馬場道久(自由)
 (当) 金山從革(進歩)
 第2区 (当) 西田収三(進歩) 次 長島 武右工門(自由)
 第3区 (当) 坂井敬義(自由) 次 黒田 儀平(進歩)
 第4区 (当) 大矢 四郎兵衛(進歩) 次 上 埜 安太郎(自由)

第6回 総選挙 M 31. 8. 10

第1区 (当) 内山松世(憲政) 落 金山從革(憲政) 馬場道久(憲政)
 (当) 金岡 又左工門(憲政) 落 林 豊二(憲政) 森正太郎(憲政)
 第2区 (当) 西田収三(憲政) 落 長島 武右工門(憲政)
 第3区 (当) 稻垣 示(憲政) 落 坂井敬義(憲政)
 第4区 (当) 大矢 四郎兵衛(憲政) 落 上 埜 安太郎(憲政)

貴族院議員選挙 M 33. 6. 2

(当) 高 広 次 平(憲本旧進歩党) 次 井 上 清 治()

第7回 総選挙 M 3 5. 8. 1 0

市部	当	関野善次郎(憲本)	落	牧野平五郎(準政友)
	当	鳥山敬二郎(政友)	落	安藤謙介(中立)
郡部	当	大橋十右門(憲本)	落	米沢紋三郎(政友)
	当	上埜安太郎(政友)	落	乘杉教存(仏教徒)
	当	田村惟昌(憲本)		
	当	金岡又左門(三四俱)		
	当	大矢四郎兵衛(憲本)		

第8回 総選挙 M 3 6. 3. 1

富山市	当	牧野平五郎(中立)	落	関野善次郎(憲本)
高岡市	当	安藤謙介(吏党)	落	筏井甚吉(政友)
			落	鳥山敬二郎(政友)
郡部	当	米沢紋三郎(政友)	落	大橋十右門(憲本)
	当	大矢四郎兵衛(憲本)		
	当	上埜安太郎(政友)		
	当	安念次左門(憲本)		
	当	田村惟昌(憲本)		

貴族院議員補欠選挙 M 3 6. 4. 2 4

当 井上清治(婦負郡速星村)

第9回 総選挙 M 3 7. 3. 1

市部	当	関野善次郎(憲本)	落	牧野平五郎(中立)
	当	鳥山敬二郎(政友)	落	岩田徳太郎(政友)
			落	大橋十右門(憲本)
			落	安藤謙介(吏党)
郡部	当	米沢紋三郎(政友)	次	泉 関次郎(中立)
	当	金岡又左門(憲本)		
	当	上埜安太郎(政友)		

Ⓐ 田村 惟昌 (憲 本)

Ⓐ 安念 次左工門 (憲 本)

貴族院議員互選 M 3 7. 6. 1 0

Ⓐ 中田 清兵衛 (中 立)

貴族院議員互選 M 3 9. 1 1. 2 4

Ⓐ 浅野 長太郎 (政 友 派)

第 1 0 回 総 選 挙 M 4 1. 5. 1 5

富山市 Ⓐ 牧野 平五郎 (中 立) 次 岩田 大中 (準政友)

高岡市 Ⓐ 筏井 甚吉 (政 友) 次 岡本 八平 (憲 本)

郡 部 Ⓐ 岡崎 佐次郎 (憲 本) 次 乗杉 敬存 (仏教派)

Ⓐ 西能 源四郎 (憲 本)

Ⓐ 上埜 安太郎 (政 友)

Ⓐ 神保 東作 (憲 本)

Ⓐ 伊東 祐賢 (政 友)

貴族院議員互選 M 4 4. 6. 1 0

Ⓐ 佐藤 助九郎 (2 代 目) 次 内山 松世

第 1 1 回 総 選 挙 M 4 5. 5. 1 5

富山市 Ⓐ 岩田 大中 (政 友) 落 高見 之通 (準政友)

落 前田 則邦 (準国民)

落 窪見 昌保 (無所屬)

高岡市 Ⓐ 木津 太郎平 (政 友) 落 金部 為秋 (準国民)

落 堀 二作 (政 友)

郡 部 Ⓐ 森丘 覚平 (国 民) 落 田中 清文 (準国民)

Ⓐ 武部 其文 (政 友) 落 畑 弥右工門 (無所屬)

Ⓐ 上埜 安太郎 (政 友)

④ 広瀬鎮之(政 友)

④ 野村嘉六(国 民)

資料Ⅱ 富山県多額納税者一覽

明治 23 年

国税納税額 円	住 所	職	氏 名
1,981.594	上新川郡東岩瀬町	商	馬場道久
1,855.765	下新川郡泊町	農	小沢与三
1,470.554	婦負郡速星村	農	浅野長太郎
1,286.750	高岡市	商	菅野伝右工門
1,291.392	下新川郡入善町	農	米沢紋三郎
1,213.878	“ 桐山村	農	長島武右工門
1,160.250	西礪波郡福岡町	商	高広次平
1,152.750	東礪波郡井波町	商	大谷彦次郎
1,063.239	高岡市	商	正村義太郎
1,143.097	婦負郡速星村	農	井上清治
995.095	東礪波郡城端町	商	野村理兵衛
953.601	下新川郡若梁村	農	西田豊二
941.747	上新川郡東岩瀬町	商	米田元吉郎
936.190	東礪波郡山野村	農	菊野久太郎
881.107	婦負郡鶴坂村	農	岡崎藤十郎

明治 30 年

円	住 所	職	氏 名
3,442.268	上新川郡東岩瀬町	商	馬場道久
2,173.859	高岡市	商	菅野伝右工門
1,838.440	西礪波郡福岡町	農	高広次平
1,661.967	婦負郡速星村	農	浅野長太郎
1,583.532	下新川郡入善町	農	米沢紋三郎
1,503.173	射水郡新湊町	商	南島間作
1,486.150	下新川郡桐山村	農	長島武右工門

1,409.003	上新川郡東岩瀬町	商	米田元吉郎
1,140.750	中新川郡滑川町	商	齊藤仁左工門
1,054.215	婦負郡速星村	農	井上清治
1,086.912	“ 百塚村	農	内山松世
1,067.246	高岡市	商	木津太郎平
1,065.076	“	商	平能五兵衛
1,063.703	東礪波郡山野村	農	菊野久太郎
1,063.222	“ 井波町	商	大谷彦次郎

明治 33 年

5,251.588	上新川郡東岩瀬町	商	馬場道久
3,194.848	東礪波郡柳瀬村	土木請負	佐藤助九郎
2,975.885	高岡市	商	菅野伝右工門
2,574.540	西礪波郡福岡町	農	高広次平
2,245.391	下新川郡入善町	“	米沢紋三郎
2,012.044	“ 櫛山村	“	長島武右工門
1,870.091	婦負郡速星村	“	浅野長太郎
1,839.687	中新川郡滑川町	商	齊藤仁左工門
1,590.612	高岡市	“	平能五兵衛
1,480.023	婦負郡速星村	農	井上清治
1,433.675	“ 百塚村	“	内山松世
1,423.584	高岡市	商	正村義太郎
1,394.157	“	“	木津太郎平
1,394.036	射水郡牧野村	農	岩脇孫八
1,313.390	東礪波郡山野村	“	菊野久太郎

明治 36 年

5,119.579	上新川郡東岩瀬町	運漕業	馬場道久
2,766.773	西礪波郡福岡町	農	高広次平
2,322.985	婦負郡速星村	“	浅野長太郎
2,246.827	下新川郡入善町	“	米沢紋三郎
2,245.204	東礪波郡柳瀬村	土木請負	佐藤助九郎
1,711.149	高岡市	商	平能五兵衛
1,648.964	“	“	木津太郎平

1,596.422	婦負郡速星村	農	井上清治
1,496.809	中新川郡滑川町	商	斉藤仁左エ門
1,415.738	婦負郡百塚村	農	内山松世
1,366.336	東礪波郡山野村	"	菊野久太郎
1,358.031	射水郡牧野村	"	岩脇孫八
1,298.087	東礪波郡油田村	"	桜井宗一郎
1,214.599	下新川郡泊町	"	松田春太郎
1,193.160	" 若栗村	"	西田厚良

明治 37 年

4,573.183	上新川郡東岩瀬町	商	馬場道久
2,684.106	西礪波郡福岡町	農	高広次平
2,323.386	下新川郡入善町	"	米沢紋三郎
2,261.001	東礪波郡福野町	貸金業	田中清文
2,174.114	" 柳瀬村	土木請負	佐藤助九郎
2,170.284	婦負郡速星村	農	浅野長太郎
1,795.404	高岡市	商	平能五兵衛
1,750.676	下新川郡入善町	農	米沢与三次
1,619.125	中新川郡滑川町	肥料商	斉藤仁左エ門
1,614.432	婦負郡速星村	農	井上清治
1,521.827	東礪波郡庄下村	"	根尾宗四郎
1,498.037	" 山野村	"	菊野久孝
1,431.116	婦負郡百塚村	"	内山松世
1,420.574	富山市	商	中田清兵衛
1,417.837	東礪波郡五鹿屋村	農	岡本八平

明治 39 年

9,523.674	上新川郡東岩瀬町	商	馬場道久
5,137.913	西礪波郡福岡町	農	高広次平
4,683.870	東礪波郡福野町	"	田中清文
4,593.080	下新川郡入善町	"	米沢紋三郎
4,254.941	婦負郡速星村	"	浅野長太郎
3,877.833	下新川郡入善町	"	米沢与三次
3,873.061	中新川郡滑川町	肥料商	斉藤仁左エ門

3,872.275	高岡市	商	平能五兵衛
3,791.291	東礪波郡柳瀬村	土木請負	佐藤助九郎
3,494.200	富山市	藥種商	中田清兵衛
3,144.062	婦負郡速星村	農	井上清治
3,116.448	富山市	金貸付業	内野信一
2,923.206	東礪波郡庄下村	農	根尾宗四郎
2,921.070	" 山野村	"	菊野久太郎
2,739.280	下新川郡泊町	"	阿部孫右門

明治 44 年

9,046.150	東礪波郡柳瀬村	土木請負	佐藤助九郎
7,887.855	上新川郡東岩瀬町	商	馬場道久
5,620.845	高岡市	"	菅野伝右衛門
5,456.595	東礪波郡福野町	農	田中清文
5,125.820	下新川郡入善町	"	米沢与三次
4,797.190	婦負郡速星村	"	浅野長太郎
4,579.635	東礪波郡福岡町	"	高広次平
4,156.760	富山市	藥種商	中田清兵衛
3,766.450	高岡市	商	平能五兵衛
3,473.925	上新川郡新庄町	"	金岡又左門
3,348.830	婦負郡速星村	農	井上清治
2,978.800	上新川郡東岩瀬町	商	畠山小兵衛
2,936.840	射水郡守山村	"	橋清治郎
2,931.325	婦負郡白塚村	農	内山松世
2,880.395	東礪波郡五鹿屋村	"	岡本八平

大正 3 年

11,123.210	東礪波郡柳瀬村	商	佐藤助九郎
7,046.625	上新川郡東岩瀬町	"	馬場道久
5,445.260	東礪波郡福野町	農	田中清文
5,018.510	西礪波郡福岡町	"	高広次平
4,641.740	下新川郡入善町	"	米沢与三次
4,590.885	婦負郡速星村	"	浅野長太郎
4,343.500	高岡市	商	平能五兵衛

4,267.685	高岡市	商	菅野 伝右工門
3,474.730	上新川郡新庄町	"	金岡 又左工門
3,232.865	" 東岩瀬町	"	畠山 小兵衛
3,172.820	富山市	"	中田 清兵衛
3,040.370	射水郡守山村	"	橋 清治郎
2,747.320	婦負郡百塚村	農	内山 松世
2,740.625	高岡市	商	木津 太郎平
2,631.175	婦負郡保内村	農	岩林 梅太郎

大正 7 年

9,657.130	東礪波郡柳瀬村	農	佐藤 助九郎
7,235.870	高岡市	商	平能 伊右工門
6,599.900	下新川郡入善町	農	米沢 与三次
5,588.200	上新川郡東岩瀬町	商	馬場 道久
5,522.820	射水郡守山村	"	橋 清治郎
5,035.950	高岡市	"	大坪 富次郎
4,801.400	西礪波郡福岡町	農	高広 次平
4,589.010	上新川郡東岩瀬町	商	米田 元吉郎
4,231.960	東礪波郡福野町	農	田中 清文
4,045.290	高岡市	商	平能 五兵衛
3,885.120	富山市	"	中田 清兵衛
3,783.490	"	"	蓮沼 安太郎
3,742.300	高岡市	"	菅野 伝右工門
3,518.110	"	"	木津 太郎平
3,185.450	上新川郡新庄町	"	金岡 又左工門

大正 14 年

25,564.920	東礪波郡柳瀬村	農	佐藤 助九郎
10,824.550	下新川郡入善町	"	米沢 与三次
9,844.830	上新川郡東岩瀬町	商	米田 元吉郎
8,738.270	富山市	"	蓮沼 安太郎
8,038.140	中新川郡滑川町	請負業	加藤 金次郎
8,430.290	富山市	商	中田 清兵衛
6,769.500	西礪波郡福岡町	農	高広 次平

6,643.810	上新川郡新庄町	商	金岡 又左工門
7,580.530	富山市	"	須田 藤次郎
5,956.550	婦負郡速星村	農	浅野 長太郎
6,174.700	射水郡守山村	"	橋 清治郎
5,834.950	東礪波郡福野町	"	田中 清文
5,089.880	上新川郡東岩瀬町	商	畠山 小兵衛
5,053.580	中新川郡滑川町	"	斉藤 仁左工門
4,814.960	高岡市	"	菅野 伝右工門
5,070.820	富山市	太物商	三井 治平
4,680.470	高岡市	酒造業	荒野 権四郎
4,565.230	婦負郡速星村	公吏	井上 清孝
3,752.070	上新川郡東岩瀬町	漁業	森 正太郎
3,712.760	東礪波郡庄下村	公吏	根尾 宗四郎
3,220.310	高岡市	金銭貸付業	片岡 若太郎
3,176.720	射水郡新湊町	漁業	八島 八郎
2,998.010	高岡市	会社員	木津 太郎平
2,995.320	下新川郡道下村	農	谷 欽太郎
2,888.980	上新川郡新保村	"	高堂 三郎
2,881.910	高岡市	金銭貸付業	金田 眉丈
2,779.260	中新川郡西水橋町	公吏	石金 長四郎
2,704.100	高岡市	金銭貸付業	井上 東策
2,601.860	東礪波郡油田村	農	桜井 宗一郎
2,556.200	下新川郡石田村	公吏	浜松 与八郎
2,550.820	富山市	売薬業	長谷川 伊三郎
2,539.510	射水郡水杉町	醤油醸造業	片口 安太郎
2,488.920	富山市	紙麻商	大場 彦三郎
2,476.540	下新川郡泊町	農	草野 孫右工門
2,308.940	東礪波郡五鹿屋村	"	岡本 八平
2,275.540	上新川郡山室村	"	貴堂 伝四郎
2,275.020	下新川郡若栗村	公吏	西田 厚良
2,209.680	氷見郡氷見町	海産物業	堀埜 与右工門
2,186.450	射水郡新湊町	漁業	袴 信一郎
2,136.230	" 牧野村	農	岩脇 孫八
2,057.530	東礪波郡福野町	酒造業	山田 正年

円			
2,052,010	西礪波郡埴生村	農	加賀屋 四郎
2,037,500	下新川郡魚津町	肥料商	高野 由次郎
1,963,560	上新川郡東岩瀬町	漁業	梶 栄次郎
1,956,660	中新川郡東水橋町	壳薬業	石黒 七次
1,930,840	射水郡海老江村	農	中西 清八
1,923,800	婦負郡鶴坂村	"	岡崎 佐次郎
1,902,690	上新川郡奥田村	"	竹島 寛
1,900,030	下新川郡三日市町	酒造業	中田 六郎平
1,899,960	富山市	呉服商	大間知 喜一郎
1,896,690	東礪波郡出町	麻布商	神田 七次郎
1,894,710	射水郡下関村	農	南林 仁十郎
1,866,100	高岡市	呉服商	盤若 伊平
1,851,270	西礪波郡石動町	米商	岡本 吉次郎
1,849,170	下新川郡入善町	会社員	竹内 啓三
1,799,540	富山市	壳薬業	藤井 諭三
1,785,240	射水郡新湊町	農	宮林 彦九郎
1,776,990	婦負郡熊野村	"	舟木 良材
1,749,030	下新川郡村椿村	"	寺田 孫右工門
1,729,530	富山市	質屋業	永井 庄一郎
1,723,620	高岡市	毛皮商	木下 市三郎
1,711,610	射水郡横田村	農	堀 二作
1,665,140	富山市	問屋業	蓮沼 友次郎
1,660,500	氷見郡氷見町	醬油醸造業	本川 藤三郎
1,655,390	射水郡新湊町	運送業	金木 喜作
1,636,570	高岡市	海産物商	荻布 宗四郎
1,630,750	"	薬種商	井上 六
1,620,200	射水郡横田村	公吏	堀 豊
1,617,440	" 大江村	農	竹内 喜平
1,614,720	" 伏木町	廻送業	栗田 喜左工門
1,558,110	高岡市	会社員	藤平 長門
1,547,160	上新川郡豊田村	農	赤祖父 牛松
1,545,370	西礪波郡戸出町	"	吉田 仁平
1,544,310	高岡市	"	樋口 幸助
1,531,170	西礪波郡高波村	"	江守 与三平

1,490.570	中新川郡東水橋町	公 吏	小松 武右 工門
1,485.490	東礪波郡東般若村	"	菅 野 祐 次
1,477.950	射水郡小杉町	"	老 田 伊三郎
1,468.480	" "	農	松 長 茂
1,454.400	西礪波郡西野尻村	"	富 田 茂 正
1,451.190	婦負郡熊野村	"	舟 木 定 治
1,429.740	射水郡海老江村	"	長 沢 長 造
1,427.370	婦負郡百塚村	"	内 山 松 世
1,411.500	中新川郡滑川町	三等郵便局長	鷹 取 政次郎
1,407.820	射水郡大島村	留 易 商	新 井 政次郎
1,403.950	下新川郡大布施村	農	森 丘 覚 平
1,399.390	上新川郡堀川村	"	平 井 嘉 之
1,397.900	富 山 市	金銭貸付業	高 柳 重一郎
1,373.350	中新川郡西水橋町	肥 料 商	藤 木 治郎平
1,363.490	西礪波郡松沢村	農	宮 長 成
1,354.510	氷見郡熊無村	酒 造 業	片 折 十次郎
1,349.680	高 岡 市	"	三 谷 長八郎
1,341.860	上新川郡熊野村	農	安 井 文 雄
1,337.920	高 岡 市	"	堺 幸 一
1,335.540	下新川郡横山村	"	広 川 周 造
1,330.900	射水郡小杉町	醬油醸造業	結 城 孫四郎
1,314.980	氷見郡氷見町	酒 造 業	湊 嘉平次
1,293.000	東礪波郡庄下村	農	島 田 兵四郎
1,281.750	富 山 市	小間物商	太 田 米太郎
1,241.750	東礪波郡太田村	農	安念次郎 左 工門

昭 和 7 年

7,966.520	東礪波郡柳瀬村	会 社 員	佐 藤 助九郎
6,912.150	中新川郡滑川町	請 負 業	加 藤 金次郎
5,169.300	富 山 市	薬 種 商	中 田 清兵衛
4,744.560	"	無 職	蓮 沼 安太郎
4,330.100	上新川郡東岩瀬町	肥 料 商	米 田 元吉郎
3,934.530	高 岡 市	毛 皮 商	木 下 市三郎
3,852.900	"	金銭貸付業	片 岡 若太郎

円
 3,382.590
 3,314.970
 3,218.570
 3,048.110
 2,679.430
 2,550.780
 2,393.390
 2,316.150
 2,034.960
 1,892.130
 1,854.970
 1,771.250
 1,684.870
 1,659.460
 1,648.620
 1,533.950
 1,430.410
 1,396.320
 1,383.550
 1,351.320
 1,318.710
 1,277.610
 1,250.000
 1,179.940
 1,151.950
 1,147.020
 1,144.890
 1,086.530
 1,075.490
 1,074.190
 1,073.690
 1,054.200
 1,053.240
 1,048.300

上新川郡新庄町
 富山市
 西礪波郡福岡町
 下新川郡入善町
 婦負郡速星村
 上新川郡山室村
 中新川郡滑川町
 富山市
 東礪波郡庄下村
 上新川郡東岩瀬町
 東礪波郡福野町
 中新川郡西水橋町
 高岡市
 東礪波郡山野村
 上新川郡新保村
 射水郡守山村
 上新川郡東岩瀬町
 高岡市
 東礪波郡井波町
 " 庄下村
 " 油田村
 下新川郡生地町
 高岡市
 富山市
 東礪波郡福野町
 高岡市
 下新川郡道下町
 " 魚津町
 上新川郡奥田村
 下新川郡石田村
 " 泊町
 東礪波郡出町
 " 五鹿屋村
 富山市

業種商
 砂糖商
 農
 "
 "
 肥料商
 売薬業
 農
 会社員
 農
 肥料商
 会社員
 "
 農
 会社員
 漁業
 農
 建築請負業
 公吏
 農
 公吏
 農
 油商
 酒醸造業
 会社員
 "
 肥料商
 公吏
 "
 農
 織物商
 農
 織物商

金岡 又左工門
 須田 藤次郎
 高広 次平
 米沢 与三次
 浅野 武雄
 貴堂 伝四郎
 斉藤 仁左工門
 藤井 諭三
 根尾 宗四郎
 島山 小兵衛
 田中 清文
 石金 長四郎
 菅野 伝右工門
 菊野 久太郎
 高堂 亮吉
 橋 林太郎
 宮城 彦次郎
 堀 二作
 松井 角平
 島田 兵四郎
 桜井 宗一郎
 漆間 唯一
 金田 眉丈
 石黒 岩太郎
 山田 正年
 木津 太郎平
 下谷 欽太郎
 高野 由次郎
 竹島 寛
 浜松 与八郎
 草野 孫右工門
 神田 七次郎
 岡本 八平
 大間知 喜一郎

1,035.790	下新川郡入善町	請負業	米沢助五郎
1,023.230	東礪波郡井波町	蚕種製造業	藤沢五三郎
1,000.030	富山市	紙商	大場彦三郎
993.140	射水郡作道村	農	本林均
970.240	下新川郡若栗村	公吏	西田厚良
963.180	富山市	藥品商	並木清七
958.070	西礪波郡埴生村	農	加賀屋四郎
950.970	東礪波郡出町	社員	神沢新右工門
946.830	射水郡小杉町	醬油醸造業	片口安太郎
939.420	高岡市	雜貨商	野村太三郎
930.790	富山市	砂糖商	堀甚七
927.280	"	貸家業	蓮沼友次郎
918.970	"	壳業業	志南常次郎
916.220	氷見郡氷見町	醬油醸造業	本川藤三郎
913.040	富山市	藥種商	松井伊兵衛
911.460	下新川郡村椿村	公吏	寺田孫右工門
903.030	富山市	金銭貸付業	高柳重一郎
900.990	"	金物商	金岡忠治
887.270	中新川郡舟橋村	農	野村長右工門
884.390	" 東水橋町	壳業業	石黒七次
882.720	射水郡海老江村	農	中西清八
870.950	高岡市	"	樋口幸助
870.820	"	"	堀 豊
844.720	西礪波郡石動町	社員	岡本吉次郎
835.260	東礪波郡城端町	料理店業	黒川由次郎
829.750	下新川郡泊町	三等郵便局長	中川寛治
823.960	上新川郡東岩瀬町	社員	森 正太郎
807.630	高岡市	農	南林仁十郎
799.100	婦負郡鷓坂村	"	岡崎佐次郎
791.910	東礪波郡太田村	"	安念次郎左工門
791.390	西礪波郡福岡町	三等郵便局長	上野兵左工門
781.880	上新川郡堀川町	壳業業	細野定次郎
781.570	高岡市	農	堺 幸一
777.720	中新川郡滑川町	三等郵便局長	礪取嘉三郎

748.510	射水郡作道村	農	荒木 泰
746.880	富山市	料理店業	八木 宗太郎
732.830	"	金銭貸付業	永井 庄一郎
730.660	"	小間物商	太田 米太郎
712.270	西礪波郡石動町	酒造業	高田 清太郎
705.870	氷見郡氷見町	"	湊 嘉平次
705.390	東礪波郡東般若村	公吏	菅野 祐次
702.900	中新川郡東水橋町	"	小松 武右エ門
694.810	射水郡大江村	農	竹内 喜平
694.540	富山市	売菜業	阿部 初太郎
693.600	射水郡海老江村	農	長沢 長造
685.170	高岡市	会社員	藤平 長門
682.640	婦負郡熊野村	農	舟木 定治
677.690	射水郡小杉町	醤油醸造業	結城 孫四郎
676.840	富山市	呉服商	吉崎 正太郎
674.060	"	金銭貸付業	奥野 徳平
657.410	東礪波郡北般若村	農	大井 長平
655.150	上新川郡新保村	"	津野 幸作
654.360	婦負郡神明村	"	若林 松太郎
653.300	西礪波郡福光町	呉服商	吉江 作太郎
651.940	射水郡小杉町	"	老田 伊三郎
649.890	氷見郡熊無村	酒造業	片折 十次郎
649.030	下新川郡横山村	農	広川 周造
646.290	中新川郡音杉村	絹織物製造業	細川 庄太郎
641.840	東礪波郡井波町	金銭貸付業	大谷 和一

資料Ⅲ

大正13年調査、富山県の50町歩以上貸付耕地所有者氏名

呉西地方

金田 眉丈	(商)	高岡市	175町
菅野 伝右エ門	(商)	高岡市	168町
高 広次平	(商)	西礪波郡福岡町	165町

橋	清治郎	(銀行業)	高岡市	150町
木津	太郎平	(商)	高岡市	149町
田中	清文	(無)	東礪波郡福野町	142町
佐藤	助九郎	(請負業)	東礪波郡柳瀬村	139町
菊野	ふみ	(無)	東礪波郡山野村	105町
根尾	宗四郎	(銀行業)	東礪波郡庄下村	102町
坂田	秋生	(農)	西礪波郡埴生村	85町
桜井	宗一郎	(無)	東礪波郡油田村	72町
南	慎一郎	(弁護士)	高岡市	69町
荒野	権四郎	(酒造)	高岡市	65町
南林	仁十郎	(農)	高岡市	61町
加賀谷	四郎	(農)	西礪波郡埴生村	60町
岡本	八平	(無)	東礪波郡五鹿屋村	59町
片口	安太郎	(醸造業)	射水郡小杉町	59町
中西	清八	(農)	射水郡海老江村	58町
吉田	仁平	(会社員)	西礪波郡戸出町	55町
江守	与三平	(農)	西礪波郡高波村	54町
岩脇	孫八	(銀行業)	高岡市	54町
安念次郎	左工門	(無)	東礪波郡太田村	52町
今井	兼吉	(農)	高岡市	52町
本林	均	(無)	射水郡作道村	51町

吳東地方

米沢	与三次	(無)	下新川郡入善町	416町
米田	元吉郎	(商)	富山市	252町
馬場	正治	(無)	富山市	207町
竹内	弥三右工門	(無)	下新川郡入善町	206町
内野	信一	(会社員)	富山市	166町
畠山	小兵衛	(会社員)	富山市	145町
浅野	長太郎	(農)	婦負郡婦中町	142町
斉藤	甚左工門	(商)	中新川郡滑川町	139町
蓮沼	安太郎	(商)	富山市	130町
宮城	彦次郎	(会社員)	富山市	125町
井上	清孝	(農)	婦負郡婦中町	114町

浜松 与三嗣	(無)	下新川郡桜井町	100町
浜松 与八郎	(公吏)	下新川郡桜井町	90町
金岡 又左エ門	(業種業)	富山市	88町
谷 欽太郎	(農)	下新川郡道下村	83町
竹内 啓三	(銀行業)	下新川郡入善町	81町
高堂 三郎	(農)	上新川郡新保村	78町
池田 定知	(農)	下新川郡桜井町	76町
西田 厚良	(公吏)	下新川郡桜井町	74町
草野 孫右エ門	(農)	下新川郡泊町	72町
高野 由次郎	(商)	下新川郡魚津町	69町
広川 周造	(農)	下新川郡横山村	69町
寺田 孫初郎	(農)	下新川郡桜井町	66町
金山 従革	(農)	中新川郡立山村	66町
石黒 七次	(商)	中新川郡水橋町	64町
岡崎 佐次郎	(農)	婦負郡婦中町	60町
舟木 良材	(農)	婦負郡熊野村	60町
舟木 定治	(農)	婦負郡熊野村	60町
石金 長四郎	(商)	中新川郡水橋町	59町
竹島 寛	(農)	富山市	56町
谷 竜蔵	(医業)	下新川郡横山村	55町
森丘 覚平	(農)	下新川郡桜井町	56町
鬼原 秋義	(農)	下新川郡新屋村	53町
中川 寛治	(会社員)	下新川郡泊町	51町
若林 為太郎	(農)	婦負郡音川村	51町
小松 武右エ門	(商)	中新川郡水橋町	51町

資料Ⅳ

金岡 又左エ門 年譜 (『金岡又左エ門翁』より)

元治元年	1月22日	上新川郡新庄町に誕生
明治20年 (24才)	9月	上新川郡徴兵参事員に当選
“ 23年 (27才)	5月	上新川郡新庄町会議員に当選
	8月	上新川郡婦負郡組合会議員に当選
	12月	平民新聞発刊発起者の一人となる
“ 25年 (29才)	7月	富山県会議員に当選

11月28日より2日間にわたり富山通常県会において選挙干渉の非を論難

- | | | | |
|-------|-------|-------|--|
| 明治26年 | (30才) | 3月15日 | 北陸民報を発刊 |
| " | 27年 | (31才) | 7月 富山県会議長に当選
9月 衆議院議員に当選 (明治30年7月解散まで在職) |
| " | 28年 | (32才) | 2月 飛越能鉄道会社創立委員として奔走 |
| " | 29年 | (33才) | 2月 5日 北信鉄道会社創立発起人総代として馬場道久等と賛成を
県下有力者に求む。
3月29日 第7回帝国議会召集の際精励につき銀盃一組拝受
7月 7日 常願寺川出水、左岸安政山上滝前、馬瀬口前堤防及び庄
川二塚前堤防欠壊、同志と治水同盟会を組織
7月21日 富山電燈株式会社設立願書提出
10月 関野善次郎、堀二作等と連署して水害復旧費起債諮問
案賛成方を富山県会に要請
12月 水害費国庫補助の件につき樺山内相に陳情 |
| " | 30年 | (34才) | 11月23日 富山電燈株式会社創立総会を千歳館に開く。社長に就任 |
| " | 31年 | (35才) | 2月25日 農商務大臣より富山電燈株式会社設立許可
7月11日 内山松世、上埜安太郎、佐々木平衛等と共に政社、憲政
党富山支部組織届を提出。同11月5日解散
8月 衆議院議員に当選 (35年8月任期満了まで在職)
9月 売薬増税反対運動のため上京
12月 8日 衆議院本会議において松方蔵相に対し財政方針に関し、
大質問をなす。 |
| " | 32年 | (36才) | 4月25日 富山電燈株式会社開業式を八清楼に挙げる。
8月11日 富山市大火、富山電燈株式会社本社建物及び諸設備焼失
10月 同志、浜口吉右エ門、石原半右エ門らと政費節減案を立
つ。世に、三エ門組という。 |
| " | 33年 | (37才) | 4月 上新川郡、農会長に就任。
4月14日 富山電燈株式会社資本金10万円を6万円に減資
5月 上新川郡教育会長に就任 |
| " | 34年 | (38才) | 2月15日 金岡等34名憲政本党を脱して三四倶楽部を組織
2月26日 内山松世と連署して脱党理由を富山日報に公表
5月11日 上新川倶楽部発会式を富山ホテルに挙ぐ。部長に推さる |
| " | 35年 | (39才) | 8月 衆議院議員に当選 (同12月解散まで在職) |

- 明治36年 (40才) 1月16日 内山松世と共に憲政本党に復党
5月 富山日報社長に就任。
7月20日 富山電燈株式会社資本金6万円を9万円に増資
9月25日 県会議員改選に上新川倶楽部推せんの候補2名とも当選
- ” 37年 (41才) 3月 衆議院議員に当選(41年3月任期満了まで在職)
- ” 38年 (42才) 5月 戦地視察のため渡満、帰途朝鮮をへて6月23日帰朝
- ” 39年 (43才) 1月 株式会社第47銀行監査役に当選、以后重任して没年に及ぶ。
2月 上新川郡般嶺村凶作地地租免除に尽力
- ” 40年 (44才) 1月16日 富山電燈株式会社資本金9万円を60万円に増加し、社名を富山電気株式会社と改称方決定
9月25日 県会議員改選に上新川倶楽部推選の候補2名とも当選
- ” 41年 (45才) 3月12日 富山地方森林会員を命ぜられ、以后ひきつづき没年に及ぶ。
- ” 43年 (47才) 12月28日 富山電気株式会社資本金60万円を120万円に増加決定
- ” 44年 (48才) 1月7日 富山電気株式会社 庵谷第一発電所工事落成
9月25日 県会議員選挙に上新川倶楽部推せん候補2名とも当選
- 大正2年 (50才) 2月 相統税審査委員を命ぜらる、ひきつづき没年に及ぶ。
5月 富山電気軌道株式会社 社長に就任
8月 富山電気株式会社兼業として瓦斯事業開始
11月9日 富山電気軌道株式会社工事落成祝賀会を富山ホテルに開く。同月同日社長辞任
- ” 3年 (51才) 8月14日 常願寺川、神通川大出水。庵谷発電所水路閉塞。発電不能になる。
9月22日 庵谷発電用水路復旧
- ” 4年 (52才) 4月12日 常願寺川朝日前提防再度の欠壊
6月4日 常願寺川朝日前提防工事再興
7月22日 ” ” 堤防本工事落成
9月 県会議員改選に上新川倶楽部推せんの候補2名とも当選
10月23日 富山区裁判所より選挙法違反事件にて金岡ら18名、罰金の略式命令を達せられる。
11月8日 選挙法違反事件正式裁判の結果、富山区裁判所より体刑(執行猶予)を言渡される。(他17名は略式命令通り罰

金刑)

- 12月25日 金岡ら18名の被告事件控訴裁判の結果、全員無罪となる。
- 大正 5年 (53才) 12月26日 富山電気株式会社資本金120万円を300万円に増加決定
- “ 6年 (54才) 4月 第一ラミー紡績株式会社取締役就任
9月 庄川水力電気株式会社 監査役に就任
- “ 8年 (56才) 9月10日 庄川水力電気株式会社 監査役に就任
9月25日 県会議員改選に上新川倶楽部推せんの候補2名中1名当選
10月 新家自転車製造株式会社取締役就任、以后没年に及ぶ。
12月25日 富山電気株式会社資本金300万円を600万円に増加決定
- “ 9年 (57才) 1月12日 上新川倶楽部の組織を改め、部長制を総務制として顧問に推さる。
- “ 11年 (59才) 11月11日 常願寺川治水同盟会を組織し、会長に推さる。
- “ 12年 (60才) 1月 富山県教育会名誉会員に推挙せらる。
9月 第一ラミー紡績株式会社 社長に就任
10月 富山県電気協会 会長に推さる。
- “ 13年 (61才) 12月25日 富山電気株式会社資本金600万円を1200万円に増加決定
- “ 15年 (63才) 2月20日 富山電気株式会社 氷見電気株式会社を合併し資本金を1,280万円に増加決定
5月 9日 常願寺川治水同盟会にて砂防事業国営祝賀会を開く。
8月 3日 富山電気株式会社、能登電気株式会社を合併し資本金を1,595万円に増加決定
9月 株式会社富山日報社長に就任
- 昭和 2年 (64才) 8月12日 富山電気株式会社、中越水電株式会社を合併し、資本金を2,135万円に増加決定
9月25日 県会議員半数改選に上新川倶楽部推せんの候補2名中1名当選
- “ 3年 (65才) 8月17日 国際製菓株式会社 社長に就任
12月26日 富山電気株式会社、石川県小松電気株式会社を買収
12月 富山電気株式会社を日本海電気株式会社と改称
- “ 4年 (66才) 1月 小松電気株式会社 社長に就任
6月10日 死 亡